

平成27年第1回名寄市議会定例会会議録
開会 平成27年2月25日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|------|---|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第10 | 議案第4号 名寄市職員定数条例の一部改正について |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第11 | 議案第5号 名寄市基金条例の一部改正について |
| 日程第3 | 平成26年第4回定例会付託議案第1号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | 日程第12 | 議案第6号 名寄市高齢者自立支援事業条例等の一部改正について |
| 日程第4 | 平成26年第4回定例会付託議案第3号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について
平成26年第4回定例会付託議案第4号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について | 日程第13 | 議案第7号 名寄市介護保険条例等の一部改正について |
| 日程第5 | 平成26年第4回定例会付託議案第8号 名寄市民文化センター条例の一部改正について
平成26年第4回定例会付託議案第9号 名寄市多目的研修センター条例の一部改正について | 日程第14 | 議案第8号 名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正について |
| 日程第6 | 平成27年度市政執行方針・教育行政執行方針 | 日程第15 | 議案第9号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第1号 名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定について | 日程第16 | 議案第10号 名寄市立学校設置条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第2号 名寄市行政手続条例の一部改正について | 日程第17 | 議案第11号 名寄市木材需要拡大センター条例の廃止について |
| 日程第9 | 議案第3号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について | 日程第18 | 議案第12号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて |
| | | 日程第19 | 議案第13号 上川教育研修センター組合規約の変更について |
| | | 日程第20 | 議案第14号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第8号） |
| | | 日程第21 | 議案第15号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| | | 日程第22 | 議案第16号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第5号） |
| | | 日程第23 | 議案第17号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| | | 日程第24 | 議案第18号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号） |

日程第25 議案第19号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第26 議案第20号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）

日程第27 議案第21号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第28 議案第22号 平成26年度名寄市病院事業会計補正予算（第2号）

日程第29 議案第23号 平成26年度名寄市水道事業会計補正予算（第3号）

日程第30 議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算
議案第25号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計予算
議案第26号 平成27年度名寄市介護保険特別会計予算
議案第27号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計予算
議案第28号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算
議案第29号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計予算
議案第30号 平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計予算
議案第31号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算
議案第32号 平成27年度名寄市病院事業会計予算
議案第33号 平成27年度名寄市水道事業会計予算

日程第31 議案第34号 名寄市教育委員会委員の任命について

日程第32 議案第35号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第33 議案第36号 工事請負契約の変更に

ついて

日程第34 議案第37号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について

日程第35 議案第38号 名寄市議会基本条例の一部改正について

日程第36 報告第1号 名寄市土地開発公社の解散及び清算終了について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 会期の決定

日程第3 平成26年第4回定例会付託議案第1号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第4 平成26年第4回定例会付託議案第3号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について
平成26年第4回定例会付託議案第4号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

日程第5 平成26年第4回定例会付託議案第8号 名寄市民文化センター条例の一部改正について
平成26年第4回定例会付託議案第9号 名寄市多目的研修センター条例の一部改正について

日程第6 平成27年度市政執行方針・教育行政執行方針

日程第7 議案第1号 名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定について

日程第8 議案第2号 名寄市行政手続条例の一

- | | | | |
|-------|---|-------|---------------------------------------|
| | 部改正について | | 号) |
| 日程第9 | 議案第3号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について | 日程第26 | 議案第20号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第10 | 議案第4号 名寄市職員定数条例の一部改正について | 日程第27 | 議案第21号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第11 | 議案第5号 名寄市基金条例の一部改正について | 日程第28 | 議案第22号 平成26年度名寄市病院事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第6号 名寄市高齢者自立支援事業条例等の一部改正について | 日程第29 | 議案第23号 平成26年度名寄市水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第13 | 議案第7号 名寄市介護保険条例等の一部改正について | 日程第30 | 議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算 |
| 日程第14 | 議案第8号 名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正について | | 議案第25号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第9号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について | | 議案第26号 平成27年度名寄市介護保険特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第10号 名寄市立学校設置条例の一部改正について | | 議案第27号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第11号 名寄市木材需要拡大センター条例の廃止について | | 議案第28号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第12号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて | | 議案第29号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第13号 上川教育研修センター組合規約の変更について | | 議案第30号 平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第14号 平成26年度名寄市一般会計補正予算(第8号) | | 議案第31号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第15号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第4号) | | 議案第32号 平成27年度名寄市病院事業会計予算 |
| 日程第22 | 議案第16号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第5号) | | 議案第33号 平成27年度名寄市水道事業会計予算 |
| 日程第23 | 議案第17号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第4号) | 日程第31 | 議案第34号 名寄市教育委員会委員の任命について |
| 日程第24 | 議案第18号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第2号) | 日程第32 | 議案第35号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第25 | 議案第19号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算(第1 | 日程第33 | 議案第36号 工事請負契約の変更について |
| | | 日程第34 | 議案第37号 特別職の職員の給与の |

支給特例に関する条例の制定について
 日程第35 議案第38号 名寄市議会基本条例の
 一部改正について
 日程第36 報告第1号 名寄市土地開発公社の解
 散及び清算終了について

副市長 佐々木 雅之 君
 副市長 久保 和幸 君
 教育長 小野 浩一 君
 総務部長 白田 進 君
 市民部長 三島 裕二 君
 健康福祉部長 田邊 俊昭 君
 経済部長 川田 弘志 君
 建設水道部長 中村 勝己 君
 教育部長 小川 勇人 君
 市立総合病院院長 松島 佳寿夫 君
 市立大務局長 鹿野 裕二 君
 営業戦略室長 常本 史之 君
 上下水道室長 天野 信二 君
 会計室長 山崎 真理子 君
 監査委員 上田 盛一 君

1. 出席議員（19名）

議長 19番 黒井 徹 議員
 副議長 14番 佐藤 勝 議員
 1番 川村 幸栄 議員
 2番 高野 美枝子 議員
 3番 塩田 昌彦 議員
 4番 山田 典幸 議員
 5番 竹中 憲之 議員
 6番 佐藤 靖 議員
 7番 奥村 英俊 議員
 8番 上松 直美 議員
 9番 大石 健二 議員
 10番 高橋 伸典 議員
 11番 川口 京二 議員
 12番 佐々木 寿 議員
 13番 熊谷 吉正 議員
 15番 日根野 正敏 議員
 17番 山口 祐司 議員
 18番 駒津 喜一 議員
 20番 東 千春 議員

1. 欠席議員（1名）

16番 植松 正一 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 益塚 敏
 書記 山崎 直文
 書記 鷺見 良子
 書記 佐藤 潤

1. 説明員

市長 加藤 剛士 君

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成27年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

12番 佐々木 寿 議員

13番 熊谷 吉正 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月20日までの24日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月20日までの24日間と決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 平成26年第4回定例会付託議案第1号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、駒津喜一委員長。

○総務文教常任委員長（駒津喜一議員） おはようございます。議長から御指名をいただきましたので、平成26年第4回定例会付託議案第1号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、当総務

文教常任委員会にて審査した経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、平成26年12月22日、平成27年1月15日、1月26日と3日にわたり、小川教育部長を初め担当職員の同席を求め、開催いたしました。

最初に、担当部局から本条例の趣旨と設置目的について、この放課後児童健全育成事業は小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びと生活の場を与えてその健全な育成を図る事業とする。平成24年に公布された子ども・子育て関連3法により児童福祉法が改正され、同法34条の8の2第1項により放課後児童健全育成事業の設備及び運営について4月30日に公布された政令で定める基準により市町村が条例で基準を定めることとなり、本条例の制定を行うものである説明を受けました。

委員からの主な質問では、対応する日程についての質問に対しては、現在名寄市南児童クラブの利用者は40人以上になっているために平成28年3月31日まで名寄市独自に50人を基準としているが、南小学校敷地内に平成28年4月1日から新たに開所する予定の施設は40人とし、国の基準どおりにできるとの答弁がありました。

次に、現在の各施設の利用者数についての質問に対しては、現在市内に4施設あり、定員については南児童クラブは90人の定員、風連児童クラブについては50人、コロポックルは70人、どろんこはうすが40人となっている。そのうち実際の利用人数は、南児童クラブは現在74人、風連児童クラブは現在36人、コロポックルは現在44人、どろんこはうすは11月現在40人の登録となっていると答弁がありました。

次の質問として、第6条の3項と4項で運営内容を適切に説明する、みずから評価を行い、その結果を公表するとあるが、現在どのように行っているのか、また今後はどのようにしていくのか。

第13条で虐待の禁止とあるが、現場ではどのような処置がされているのか。第18条で苦情への対応とあるが、具体的にどのような処置が講じられているのか。第2項では、必要な改善を行わなければならないとあるが、行った結果について改めて報告、評価等があるのかについての質問に対して、第6条についてはそれぞれの事業所にある運営委員会の中で事業について説明をしていくことを現在も行っており、今後も委員会の中で公表していく。第13条については、事業所内でそれぞれ留意しながら父母会や運営委員会で対応について明らかにしている。第18条については、それぞれの事業所で父母会から苦情が出るが、事業所内で適切な対応をしていただき、事業所の運営委員会の中でも対応について公表しながら進めていくことになる。市からも事業所に対して説明をしていく。また、保護者、運営側それぞれがお互いに理解できるようにコミュニケーションをとっていく努力が必要になると考えられる。職員研修、行政と事業所のコミュニケーションを大切にして保護者に伝えていく方法を模索していくことしかないと考えているとの答弁がありました。

以上、質問事項を含め、各委員から本条例に対する意見を集約したところ、統一した意見を得ることができましたので、討議、討論を省略し、採決したところ、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして平成26年第4回定例会にて当総務文教常任委員会に付託されました議案第1号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 今委員長のほうから御報告いただきました。熱心な御審議をしていただいたかと思うのですが、ちょっと聞き逃したかも

しれませんので、確認をさせていただきたいと思うのですが、今回南小学校に新設される児童クラブ、40人定員というふうに今報告いただいたかなと思うのですが、現在南小学校の児童クラブを利用している児童の皆さん方74名ということでしたけれども、そういったたくさんの方々の希望している皆さんに今後どのように対処、対応していくのか、そういったところの議論といいますか、委員からの質問等々、また理事者側からの説明があったかどうかお知らせをいただいて、内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 駒津委員長。

○総務文教常任委員長（駒津喜一議員） ただいま御質問いただきました人数の関係でございますけれども、壇上で御報告させていただいたのは利用者が40人を超える施設があるということで、平成28年3月31日、南小学校の建設が終わった時点の4月1日から50人の経過措置を設けるというふうに御報告をさせていただきました。

あと、先ほど後段御質問ありました部分については、委員会としては質問または説明がございませんでしたので、この場では申し上げられません。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

平成26年第4回定例会付託議案第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、平成26年第4回定例会付託議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 平成26年第4回定例会付託議案第3号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について、平成26年第4回定例会付託議案第4号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、日根野正敏委員長。

○市民福祉常任委員長（日根野正敏議員） 議長より指名をいただきましたので、平成26年第4回定例会におきまして当委員会に付託されました議案第3号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について及び議案第4号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、関連がありますので、一括して御報告申し上げます。

委員会は、昨年12月22日、年が明けて本年1月15日の2回にわたり、田邊健康福祉部長を初め担当職員の出席を求め、本条例の内容について詳細な説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託された議案第3号は、提案理由の説明にもありましたようにいわゆる第3次一括法成立により介護保険法の改正がなされ、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準について市町村に条例委任された

ことに伴い制定するものです。議案第4号につきましても指定介護予防支援の人員及び支援事業の運営、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について市町村の条例に委任されたことに伴い制定するものです。両条例ともに共通して国に沿うべき基準と参酌すべき基準があり、参酌すべき基準については名寄市地域包括支援センター運営協議会にて意見を求め、パブリックコメントは適用除外としたものです。

1回目の委員会で委員から出されました議案第3号及び議案第4号の主な質疑では、参酌すべき基準を国の基準に合わせたところの考え方について説明をの質疑では、第3号については国の基準を超えたものはない。第4号については、一部国の基準を超えて文書保存年限を2年から5年にしたところと暴力団の排除という内容を載せた。参酌した内容は、地域包括支援センターの運営協議会での協議をしていただいた。地域密着型サービス事業の内容については、第2次地方分権一括法に基づいて条例化している経緯もあり、そのときの文書年限を5年にすることとした。この後にできた名寄市暴力団排除条例の内容を加えた経緯もあり、同じ扱いにしたとの答弁がありました。

直近の名寄市の第1号被保険者の数とパブリックコメントを省略し、それにかわるものとして運営協議会との判断があるが、議論の経過、また来年から要介護3以上しか入所できなくなり、それ以下は市町村の事業に大きくシフトするが、そのことにより入所希望の待機者の変化や条例を制定することにより在宅介護が中心になるので、名寄市の状況に当てはめた場合に安心、安全の役割に変化が出るのかの質疑では、第1号被保険者数は八千六百数十人、運営協議会の経過については10人中9人が出席された。11月の会議の中では、施行月日の確認等だけで意見等はなかった。特養への入所に関しては、当初社会保障審議会で審議されたように原則は要介護3以上となっているが、要介護1の方でも認知症がある場合や知的障害、

虐待などの事情から特例入所が認められる形になっている。地域包括支援センターでは、特例入所の内容について今後十分把握していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

特例入所は難しい現実が出てくると思うので、国の入所基準以下の人たちへの市独自の対応は柔軟な幅を持たす必要があると思うが、その基本的な課題とそうした場合の現状は特養の待機者に数字的にどのような変化が出てくるのか、また運営協議会は実際に行政側から見て介護の経験だとか介護にかかわった専門的な人がどのぐらい入っているのかの質疑では、市独自の基準では国の基準があるので、それを超えることは難しいと考えているが、検討していきたい。委員会は、医師会、保健推進委員会、老人クラブ、介護サービス事業者、民生委員の各代表者で構成しているとの答弁がありました。

待機者の関係で来年度以降見通しの変化についてはの質疑では、入所優先度指針が平成15年度からでき、介護度や家族の状況等を勘案して順番を決めている。ただ、要介護1、2の方は現状でも多くないと承知しているので、大きな変化はないと考えるとの答弁がありました。

次の審査は、平成27年1月15日に行うことを決め、1回目の審査を終了しました。

2回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、議案第3号、4号に共通して自立した日常生活を営むことができるようにとあるが、自立の促進を促しているのとれるが、考え方はの質疑では、介護サービスだけでなく、地域、家族、公的機関等、多様な生活を支えるサービスを活用して自宅での生活が営めるように支援をしていくとの答弁がありました。

議案第3号、4条（1）では保健師、その他これに準ずる者とある、（2）では社会福祉士、そのほかこれに準ずる者とある、それぞれの準ずる者とは何かの質疑では、保健師に準ずる者では高齢者支援の経験のある看護師、社会福祉士に準ず

る者では高齢者支援の経験が3年以上ある社会福祉主事のこととの答弁がありました。

議案第4号の基本方針で住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域におけるさまざまな取り組みを行う者などとの連携に努めなければならないとあるが、現在でも地域の方や民生委員の方に多くの負担をかけているが、今後どのように連携を進めるのかとの質疑では、地域で行っている見守りや民生委員の方々には何かあったら連絡いただくなど連携を図っていきたいとの答弁がありました。

議案第3号、4号の要資格者の人員配置について名寄市の場合どのようになっているのかの質疑では、保健師3名、社会福祉士5名、主任介護支援専門員3名、介護支援専門員1名で十分な人員配置基準となっているとの答弁がありました。

4月以降指定介護や人員配置について大きな課題はないという理解でよいのかとの質疑では、職員数は充足されている。また、4月以降の介護保険の大幅な改定に備え、準備を整えている。市民に迷惑がかからないように事業を推進していくとの答弁がありました。

以上、付託議案第3号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について及び付託議案第4号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、採決の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） これより、平成26年第4回定例会付託議案第3号外1件について委員長報告に対する一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。平成26年第4回定例会付託議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

平成26年第4回定例会付託議案第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、平成26年第4回定例会付託議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。平成26年第4回定例会付託議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

平成26年第4回定例会付託議案第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、平成26年第4回定例会付託議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 平成26年第4回定例会付託議案第8号 名寄市民文化センター条例の一部改正について、平成26年第4回定例会付託議案第9号 名寄市多目的研修センター条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、駒津喜一委員長。

○総務文教常任委員長（駒津喜一議員） 平成26年第4回定例会付託議案第8号 名寄市民文化

センター条例の一部改正について並びに付託議案第9号 名寄市多目的研修センター条例の一部改正について、当総務文教常任委員会にて審査した経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、平成26年12月22日、平成27年1月15日、1月26日と3日間にわたり、小川教育部長を初め担当職員の出席を求めて開催いたしました。

担当部局から付託議案第8号 名寄市民文化センター条例の一部改正について提示されたのは、設置目的の項目に文化、芸術を追加、位置の項目に地番を追加、（仮称）市民ホールで行う事業を企画する委員会を定義する。別表において現在の名寄多目的研修センターの諸室及び新施設の諸室を位置づけし、使用料を定義、冷暖房を備えた諸室冷房料を設定、新施設のホール部分には正式名称を大ホールとし、愛称をEN-RAYとした。

続いて、第9号 名寄市多目的研修センター条例の一部改正について提示されたのは、名称及び位置の項目から名寄市名寄多目的研修センターを削除し、名寄市智恵文多目的センターのみの条例とする。名寄多目的センター運営委員会を廃止して現在の公民館運営審議会、名寄市民文化センター運営委員会と兼任する。農村地域住民の福祉の向上を図り、もって農業生産性の増進と生活文化の向上に資する設置の目的は今後も引き継ぎ、当該諸室をこの目的で使用する場合は使用料及び冷暖房料は無料とする。

以上、2つの改正案の説明を受け、さらに今回の改正案により従来の名寄市民文化センター、名寄市多目的研修センター、新施設の（仮称）市民ホールを統一した条例で管理することが説明されました。

委員からの主な質問として、（仮称）市民ホール使用料の算出方法で、これは原価法に基づいて原価と対象外を分けているのか、また管理事務で月額10万2,000円となっているが、受益者負担が管理者にも適用されるのか、公平公正な負担

という点で相互理解が得られるのかについての質問には、原価については名寄市で公共施設のトータルでの基準がないことで今回独自に設定し、公共施設の事業見直し検討部会で事務局会議、あわせて原価の考え方についても部会の会議の中で庁内議論を経ているが、施設の運営がまだ始まっていないので、実際のコストがわからない状況でもあり、基本設計の中で算出したランニングコスト等を使用している。今後実績が正確にとれる3年程度をめどに料金の見直しも出てくるものと想定している。今回については、市民ホールの料金設定に当たっての考え方で、これからの指針として捉えている。冷暖房料については、期間を設定し、この期間以外でも使用した場合この額を適用する。管理事務室では、月額のところ1日3,400円という基礎数値を使って料金が算出されている。管理業者本来の業務と委託業者業務両方を同じ事務室でやっていくので、業務割合を正確には出せないが、それぞれ50%を委託業者から負担していただくことと答弁がありました。

追加資料として、類似規模の施設で近隣の使用料等の資料請求と開館後の利用予定の内容について資料の請求がありましたので、委員会として採択し、請求をいたしました。

続いて、委員からの質問として、建設年次や席数等、他の市町と比較すれば使用料金は高くないが、従来の市民会館ホールとの値段と比較すると高いので、市民会館の利用団体との話し合いについての質問では、市民ホールの計画、平成23年から平成26年度までということで行っていて、基本設計に入る前、入ってからとかなりの回数を市民会館、文化センターの利用団体、またはそれに限らず市民説明会等々を行ってきて、その中でももちろん市民会館の利用団体から料金が余り高くなると使いづらい意見もあり、これについては詳細を定めていく規則の中で減免規定をどう決めていくかという議論になり、維持管理費、開館日数等から料金の設定の方法を明らかにするといった

ことで今回料金を設定をしている。今回設定した部分については、市民にも説明できる金額設定だと考えている。市民会館、現状の施設と比較すると5倍程度になるが、これだけの建設コスト、税を投じながらつくってきた経過もあり、1つには同等規模の施設と比較して遜色のないもの、一定程度市の財産として市民ホールでの事業をする方に貸すには一定程度の負担はいただく、そういう点で同規模の設定とし、このような料金となった。実運営の中では、関係団体については減免措置を行いながら運用して安価に利用していただくことを考えていると答弁がありました。

次の質問として、近隣ではいろいろと魅力あるものが開催されていて利用料金の安い場所が判断基準にもなるが、主催、共催、後援等を併用していく形で対応していくことで利用料金の算出方法での性質別受益者負担割合の考え方として、公費、受益者、50対50とあるが、部局内での議論経過についての質問では、後援等については内容によって共催という形で相談に応じ、後援にとどめたりすることはあるが、名寄の団体については同じような扱いをしていけるものと考えている。性質別受益者負担割合の考え方は、名寄市においては公益施設の料金算出の考え方が定められていない中で新たな施設の料金を設定する状況がありました。この50対50の評価については、庁内の行革推進会議の全体の使用料等を検討する会議で今後の見通しが待たれる市全体の料金体系の中でどうつながるかということ考えてみて、この料金設定を進めてきた。その中で原案の考え方の説明をし、庁内の了解を得ていると答弁がありました。

次の質問として、補助事業で稼働率、利用率の報告については所轄官庁に毎年報告する義務があるのか、それに基づく指導は受けないということによいのかという質問に対して、都市再生整備計画については平成20年度に策定して計画期間は平成27年度まで、当初市民ホールについては利

用率ではなくて利用人数で計画を上げているということで、平成20年の段階で市民会館、市民文化センターの人数を合計して7万人、これを平成27年の完成後の計画を8万人という数値を出している。完成後については、当初平成26年度開館予定だったので、平成27年度に数字を報告することになっているが、開館がおくれたので、平成28年の数字を使うことになると考えられ、そのほかについては会計検査等が入った段階で開館後の利用率等が検査対象として挙げられることになるかもしれないという答弁がありました。

各委員からの主な意見として、文化振興条例の趣旨を積極的に生かしながら、より多くの市民に利用いただくことを大前提とし、いろいろな制度を利活用しながら柔軟に対応していくことを希望したいという意見がありました。

以上、各委員からの質問、意見を含め、第4回定例会で付託されました議案第8号 名寄市民文化センター条例の一部改正について各委員から本条例に対する意見を集約したところ、統一した意見を得ることができましたので、討議、討論を省略し、採決したところ、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

引き続き、同第4回定例会で付託されました議案第9号 名寄市多目的研修センター条例の一部改正について各委員から本条例に対する意見を集約したところ、統一した意見を得ることができましたので、討議、討論を省略し、採決したところ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして平成26年第4回定例会において当総務文教常任委員会に付託されました議案第8号 名寄市民文化センター条例の一部改正について並びに一括付託されました付託議案第9号 名寄市多目的研修センター条例の一部改正について審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、平成26年第4回定例会付託議案第8号外1件について委員

長報告に対する一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 8号の文化センター条例の一部改正の中で使用料の件について、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

今回提案された料金のところで、ほかの施設利用料には消費税が転嫁されているわけで、8%、昨年4月に上がったときになったのですけれども、これが転嫁された部分の料金なのか、そして今後増税されていくとなると、それがまた賦課されていくのかというところ辺の議論があったのか、説明があったのかの部分についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 駒津喜一委員長。

○総務文教常任委員長（駒津喜一議員） 委員会におきましては、消費税の関係については質問がありませんでしたけれども、提示されました資料の中で消費税が含まれた料金設定が表になって明示されました。今後の消費税の対応については、まだ税の確定がされておられませんので、この部分については説明もありませんでしたので、省略をさせていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。平成26年第4回定例会付託議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

平成26年第4回定例会付託議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、平成26年第4回定例会付託議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。平成26年第4回定例会付託議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成26年第4回定例会付託議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

日程第6 これより平成27年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、平成27年度市政執行方針を行います。
加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。平成27年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思っております。

はじめに

私が、市長として2期目の任を担わせていただいてから10カ月が過ぎました。

この間、多くの市民の皆様や企業、関係機関・団体などから御意見をいただきながら、様々な政策課題に正面から取り組んでまいりました。

今後におきましても、市民の皆様の思いをしっかりと受け止め、市と民間との連携、市民との対話、さらには、近隣市町村との連携により、地域を挙げてのまちづくりを進めてまいります。

さて、我が国では、主要先進国では類を見ない早さで人口減少・超高齢社会を迎え、数多くの地域で若年人口の減少により地域経済の活力が奪わ

れ、人口流出に拍車がかかる悪循環に陥っています。

このような中、国におきましては、人口減少の抑制や東京一極集中の是正など構造的な課題に取り組むため、昨年「まち・ひと・しごと創生法」を施行するとともに、12月には、人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための、今後5カ年の政府の施策の方向性を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するなど、課題解決に向けた取組を本格化させています。

国は、今回の補正予算で、各自治体の自由な事業設計を認める交付金を創設したところであり、今後は、地方創生に対するそれぞれの地域の本気度が試されるものと考えています。

本市といたしましても、今年9日に、「名寄市まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、本年中の地方創生総合戦略の策定を決定したところです。

まずは、人口の現状や将来人口について分析を行った上で、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する人口ビジョンを策定してまいります。

このビジョンや国・道の総合戦略を踏まえるとともに、外部検討組織の設置や懇談会の実施など多様な手法により市民の皆様の御意見も伺いながら、官民が一体となって、本市の実情に応じた地方創生の取組を進めてまいります。

人口の減少・超高齢化は大きな課題ではありますが、本市が有する様々な資源や優位性を最大限に活かしながら、将来にわたって自律的で持続的な地域社会を創生できるよう、全力で取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

市政推進の基本的な考え方

ここに、市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

一点目は、「民間会社発想での行財政運営」についてです。

これまでも民間の発想を持って行政サービスの質の向上と効率的な行政運営に努めてきましたが、今後においても、市民が主役であり顧客であるという意識をより一層徹底し、市民目線での住民サービスを提供するとともに、職員一人ひとりがコスト意識を持ちつつ、新しいことにチャレンジできるように、職員の資質の向上を図りながら、市民から信頼される行財政運営に努めてまいります。

二点目は、「さらなる市民参加とよりわかりやすい行政運営・情報公開」についてです。

「名寄市自治基本条例」においては、まちづくりの主体は市民であり、主体的、能動的にまちづくりに参加することが大切であるとしています。

この間、本条例に基づき、審議会委員の公募やパブリック・コメントの実施などにより市民意見の反映に努めるとともに、様々な媒体を活用した情報発信や、まちづくり懇談会などによる市民との情報共有により、市民参加の推進を図ってきているところです。

本年は、次期総合計画や地方創生総合戦略の策定に取り組む年であります。

これらの計画は、本市が今後目指すべき姿を示すものとなりますことから、多くの市民の皆様に参加づくりに参画していただき、その声を十分に聴きながら、明るく元気なまちづくりを進めてまいります。

三点目は、「地域の宝・財産・特色に徹底的にこだわったスケールの大きなまちづくり」についてです。

本市には、四季折々の美しい自然や先人達が残してくれた素晴らしい施設など、有形無形の財産が豊富にあります。

昨年、市立総合病院の精神科病棟の改築やヘリポートの設置、また、市立大学の保健福祉学部の再編・社会保育学科の設置や図書館整備の取組など、その財産にさらに磨きをかけてまいりました。

加えて、本年は、本市の新たな財産となる（仮

称）市民ホールもオープンいたします。

このような魅力ある施設はもとより、ひまわりやもち米、アスパラガスといった豊かな自然からの恵みも最大限に活かして、名寄だからこそのまちづくりを進めてまいります。

私は、この三つの基本的な考え方のもと、地域の活性化を図るため、本市の魅力や情報を国内外に広く発信するとともに、総合計画を施策の基本としながら、市民の皆様との協働により、効果的、効率的な市政の運営に全力を傾けてまいります。

平成27年度の予算編成

次に、平成27年度の予算編成について申し上げます。

国の平成27年度予算編成の基本方針は、「経済の好循環」を確かなものとし、全国津々浦々にまで景気回復の実感を行き渡らせること、また、若者が将来に夢や希望を持つことができる、魅力あふれる「まちづくり、ひとづくり、しごとづくり」を進めることにより、元気で豊かな地方の創生に全力を挙げることに、さらに強い経済の実現による税収の増加などと、聖域なき徹底的な歳出削減を一層加速させることにより、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の進展に寄与するという好循環を作り出すという基本的な考え方のもと、昨年12月27日に閣議決定されました。

地方財政対策については、地方創生に取り組むために必要な経費として1兆円が地方財政計画の歳出に計上されました。地方交付税等の一般財源総額については、この地方創生のための財源などを上乗せし、平成26年度の水準から1兆2,000億円増額され、さらに臨時財政対策債の発行を抑制し、一般財源の質の改善を図るものとなりました。地方財政計画の規模は、東日本大震災を除く通常収支分で、前年度比2.3パーセント増の約85兆2,700億円となりました。また、一般財源総額では前年度比2.0パーセント増の6兆1兆5,485億円となりました。

このうち地方交付税は、前年度比0.8パーセント減の16兆7,548億円となりました。また、「（仮称）まち・ひと・しごと創生事業費」が地方財政計画に計上されたことから、従前の地域の元気創造事業費に加え「（仮称）人口減少等特別対策事業費」が新設されました。他にも市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定方法の設定などにより、地方の実情に一定の配慮がなされたものとなっております。

こうした中、本市の平成27年度各会計予算は、将来を見据えた健全な財政を維持しつつ、新名寄市総合計画後期計画の具現化に取り組むことなどの基本的な考え方のもと、また、平成26年度における地方創生先行型の補正予算とあいまって、今後の地方創生における施策展開も考慮し、編成をいたしました。

主な事業については、ハードでは北斗・新北斗公営住宅建設事業、市営住宅環境整備事業、名寄南小学校校舎・屋内運動場等改築事業、風連中央小学校校舎・屋内運動場等改築事業、大学図書館建設事業などを、また、ソフトでは市民の主体的な健康づくりを促進し、自分に合った取組を支援する健康マイレージ事業、子育て支援に関する情報を専門的に提供できる子育てコンシェルジュを配置する利用者支援事業、（仮称）市民ホールのオープンにより、名寄市の文化芸術振興の活性化を図るため舞台芸術劇場補助金の拡充などの事業を盛り込みました。

一般会計の予算案は、前年度比5.6パーセント増の232億9,633万1千円となりました。

また、7つの特別会計予算案は前年度比8.4パーセント増の85億2,936万5千円、企業会計予算案は前年度比16.9パーセント減の124億2,049万2千円、全会計の総額では前年度比1.4パーセント減の442億4,618万8千円となりました。

財源調整として、財政調整基金で4億5,981万5千円の取崩しを、また、老朽化した施設設備

の更新などに係る事業の財源として、公共施設整備基金で1億5,480万円の取崩しを計上しましたが、今後の起債償還等の義務的経費に備え、減債基金などの積み立てを行い、将来の財政健全化を視野に入れた予算を編成しました。

今後も、行財政改革に取り組みながら、健全な財政運営に努めてまいります。

“市民と行政との協働によるまちづくり”

市民主体のまちづくりの推進

はじめに、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

本市の最高規範である自治基本条例については、施行後5年目を迎えることから、市民アンケートを実施するなどして市民意識や社会状況の変化などに考慮しながら点検作業を行っているところです。

今後、公募委員などで構成する有識者会議の御意見も伺いながら、検討を進めてまいります。

また、この検討の過程を通じて、改めて市民の皆様への条例に対する理解を深めてまいりたいと考えております。

次に、第2次総合計画の策定について申し上げます。

現在推進中の第1次総合計画の期間が平成28年度までとなっていることから、平成27年度から、第2次総合計画の策定作業に着手してまいります。策定にあたっては、第1次総合計画の検証を行うとともに、経済や社会インフラなどの現状分析を踏まえ、本市の特性と課題の抽出を行った上で、総合計画策定審議会における議論をはじめ、市民と行政との協働により、次期総合計画の策定を進めてまいります。

次に、合併10周年記念事業について申し上げます。

平成27年度は、旧風連町、旧名寄市の合併から10年目を迎えることから、記念式典や記念フォーラムを開催するとともに、新しいカントリーサインのデザインを公募するなど、さらなる地域

の融和と一体感の醸成に向けた事業を展開してまいります。

コミュニティ活動の推進

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

町内会については、協働のまちづくりを進める上で最も重要な組織であると考えており、これまでも財政的・人的支援や加入促進に向けた啓発など積極的な支援に努めてまいりました。

しかしながら、近年、未加入者の増加や役員の担い手不足など様々な課題が生じてきていることから、次期総合計画の策定に向けて、町内会連合会との連携のもと、御意見を伺いながら、これらの課題解消に向けた行政支援のあり方について検討するとともに、地域連絡協議会の活動も助長しながら、地域コミュニティの活性化を図ってまいります。

人権尊重と男女共同参画社会の形成

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

これまでも、名寄市男女共同参画推進計画に基づき、固定的な性別役割分担意識の解消や社会制度・慣行の見直しを進めるための事業を推進してきていますが、市民意識の一層の高揚を図るため、男女共同参画の推進に関する条例を制定することとしたところであり、平成28年度の施行を目指し、外部委員会の御意見も伺いながら検討を進めてまいります。

情報化の推進

次に、情報化の推進について申し上げます。

円滑な市民サービスの提供のため、平成27年度も引き続き情報システム機器の更新整備を進め、電算システムの安定稼働と適切な管理に努めてまいります。

また、市内5施設に設置のライブカメラ機器を更新し、より鮮明な映像を提供するとともに、各種情報端末機器での閲覧に対応した映像表示ソフトに更新し、情報発信に努めてまいります。

交流活動の推進

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国際交流については、姉妹都市カナダ国カーサレイクス市リンゼイから交換学生の受入を予定し、また、友好都市ロシア連邦ドーリンスク市からは訪問団を迎えることとなっており、これまで育ててきた交流の絆をさらに深められるよう支援してまいります。

さらに、台湾との交流では、高校生の教育旅行の受入を行うなど、国際感覚豊かな青少年の育成や交流人口の拡大に努めてまいります。

国内交流については、東京都杉並区、山形県鶴岡市藤島との交流において、子どもを含めた人的交流や特産品販売など、さらに充実した交流となるよう推進してまいります。

ふるさと会については、本市からの情報発信と相互の情報交流に努めるほか、側面からの支援を通じて人的・経済的交流を図るとともに、会員の拡大を支援するなど、活動の充実に向けて連携を強化してまいります。

なお、東京なよろ会では、8月にふるさと名寄を訪問する30周年記念事業を計画していることから、より一層の充実に向け支援を行ってまいります。

交流居住の推進については、本市の魅力や生活環境の良さを知っていただくことを目的とした「お試し移住住宅」2棟の利用が好調なことから、さらに、外溝を整備することにより住環境を向上させ、道内外のより多くの方々に本市での移住体験をしていただけるよう取組を進めてまいります。

また、地域おこし協力隊については、現在、新規就農を目指している方4人を委嘱し、風連地域において農業研修や地域貢献に従事していただいているところです。

平成27年度においても、さらなる人材の確保、育成と定住の促進に努めてまいります。

広域行政の推進

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺11市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」については、「住んでよし訪れてよしの天塩川王国」を実現するため、地域づくり人材に資する研修会や、首都圏での移住フェアへの出展などのほか、天塩川エリアの木工作家が地域材を使って製作する木製マグカップ「天塩川ククサ」を天塩川ブランドとして発信するなど、北海道遺産である天塩川を軸とした広域連携と交流人口の拡大に努めてまいります。

効率的な行政運営

次に、効率的な行政運営について申し上げます。毎年3月に「新・名寄市行財政改革推進計画（後期実施計画）」を改訂し、推進項目の見直しや追加を行っています。

今後も、「簡素で効率的な行政運営」、「健全な財政運営」、「市民と協働の行政運営」の三つの基本方針とその具体的推進項目に基づき、行財政改革を推進してまいります。

また、組織のスリム化に伴って職員の人材育成が急務であることから、「新・名寄市人材育成基本方針」に基づき、職員研修の充実と人事管理制度の確立などに取り組んでいるところであります。特に職員の意識改革や資質向上のため、昨年6月に制度化した道外先進地における自主研修に対する支援策の活用を促進するとともに、平成27年度においても（財）地域活性化センター、北海道経済産業局、北海道への職員派遣を継続してまいります。

“安心して健やかに暮らせるまちづくり”

健康の保持増進

次に、健康の保持増進について申し上げます。

全ての市民がともに支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会をつくっていくために、高齢化の進展や疾病構造の変化を踏まえ、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を実現することが重要となっています。

名寄市健康増進計画「健康なよろ21」に基づき、生活習慣病の発症と重症化の予防を徹底し、

乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを推進してまいります。

また、平成27年度から市民の主体的な健康づくりを促進するため、各種検診の受診や日々の生活習慣の改善などの健康メニューに取り組む人を応援する「なよろ健康マイレージ事業」をスタートし、市民の健康に対する関心や健康づくりへの意欲の向上を図ってまいります。

母子保健事業については、妊婦・乳幼児健診や子育て相談を通して、妊娠期から乳幼児期まで切れ目ない支援体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めてまいります。

感染症予防については、予防に関する正しい知識の普及啓発や予防接種の充実を図り、感染症予防の推進に努めてまいります。

地域医療の充実

次に、地域医療の充実について申し上げます。

市立総合病院については、平成27年度の診療体制は、新たに旭川医科大学から救急科及び小児科に常勤医師を派遣いただける予定となっており、さらに充実した診療体制が可能となる見込みです。

また、初期臨床研修医については、マッチングシステムで決定された5人の1年次研修医を採用する予定です。

救命救急センターについては、現在、名寄保健所など関係機関との協議を進めており、平成27年度中にできるだけ早く取得できるよう、引き続き、準備を進めてまいります。

病院経営を安定的に運営していくためには、看護師などの医療スタッフの確保が必要不可欠です。以前から要望のあった24時間保育に対応し、人材の確保、離職防止及び復職支援を推進するため、院内保育所改築事業に取り組みます。

今後も道北第3次保健医療福祉圏の地方センター病院として、医師・看護師をはじめとする医療スタッフの人材確保に努めるとともに、圏域内の限られた医療資源を最大限に活用して、引き続き地域の病院や診療所と連携し、診療・看護体制の

充実を図ってまいります。

子育て支援の推進

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援については、「子育て応援事業」や「親子お出かけバスツアー」を継続するとともに、昨年8月診療分から乳幼児医療給付事業の独自拡大を図り、子育て家庭を支援する環境づくりを進めてまいりました。

また、木材需要拡大センターを改修し、子育て支援センターとして活用するための準備を進め、子育て環境のさらなる向上に努めてまいります。

平成27年度からの子育て支援事業計画である「名寄市子ども・子育て支援事業計画」については、昨年度末に「名寄市子ども・子育て会議」から地域の子育てニーズを踏まえた答申をいただいたところであり、今後、計画に盛り込まれた事業の実効性の確保に努めてまいります。

幼児教育・保育については、子ども・子育て支援法が本年4月から施行されることとなっており、多様なニーズに対応し、きめ細かな事業を官民一体となって進めてまいります。

障がい児福祉の充実については、平成27年度からのサービス利用に必要となる「サービス等利用計画」作成のため、「相談支援事業所」を設置しており、発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、身近な地域において適切な計画相談・支援が受けられる環境づくりを進めてまいります。

また、児童虐待などについては、個々のケースに応じて関係機関と連携を図り、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

地域福祉の推進

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

少子高齢化・核家族化の急速な進行や、地域住民の生活形態などの変化が進む中で、誰もが安心して地域で暮らせるよう「名寄市地域福祉計画」に掲げた取組を進めてまいります。

生活困窮者自立支援事業については、生活保護に至る前の自立支援強化を図るため、市内関係機

関と連携のもと、「自立相談支援事業」と「住居確保給付金事業」を新たに実施し、自立に向けた支援を行ってまいります。

高齢者福祉の充実

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。

本市の高齢者福祉や介護保険事業の基礎となる「名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」は平成27年度から3カ年が計画期間となっており、高齢者福祉の拡大、充実と併せて、団塊の世代が75歳を迎える平成37年度に向けて、まちぐるみで支えあう仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めてまいります。

また、名寄市地域見守りネットワーク事業については、平成26年度に生活関連事業者の拡充を行っており、今後も協力事業者の連携強化と拡充に取り組んでまいります。

さらに、認知症の方やその家族の応援者である認知症サポーターの養成はもとより、昨年12月にエーザイ株式会社と締結した「認知症対策・地域包括ケアの推進に関する包括連携協定」を有効に活用しながら、認知症の早期診断、早期対応の取組を進めてまいります。

施設関係については、利用されている方の安全・安心の確保や利便性の向上を図るため、特別養護老人ホーム清峰園の老朽化したピット内給湯管改修工事、デイサービスセンター楽々館及び友遊館の送迎用車両の更新を行ってまいります。

障がい者福祉の推進

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

住み慣れた地域で安心かつ快適な生活を営める「自立と共生の地域社会づくり」を目指し、平成26年度に策定した「第4期名寄市障がい福祉実施計画」の円滑な実施に向け、関係福祉団体などの協働のもと事業を推進してまいります。

また、市内の障がい者の福祉施設や関係機関で構成されている「名寄市障害者自立支援協議会」

の取組についても、毎月行われている専門部会で、地域の課題などの議論を深め、障がいのある方々が生活しやすい環境づくりに、引き続き努めてまいります。

“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”

循環型社会の形成

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

環境への負荷が少ない循環型社会の形成には、市民や事業者がごみの発生抑制と減量化や資源化を図るなど、廃棄物の適正な処理が必要であることから、分別指導や資源集団回収事業のほか、古着、廃食用油の拠点回収や小型家電リサイクルを推進し、持続可能な社会の実現に努めてまいります。

広域最終処分場の建設については、防衛省の補助メニューの事業を活用して、最終処分場実施調査設計業務及び浸出水処理施設建設工事に着手してまいります。

消防

次に、消防について申し上げます。

住宅防火対策については、住宅火災による死者の7割が高齢者であることから、一般住宅や高齢者世帯の防火訪問を強化するとともに、消防団、防火クラブなどと協力して、住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理に向けた啓発を行い、火災による死者の発生抑止に努めてまいります。

消防・防災体制については、老朽化した消火栓の更新を行い、地域の安全・安心の確保に努めてまいります。

また、化学消防自動車については、大規模災害への出動にも対応するため、緊急消防援助隊の規格による車両更新を行い、装備の充実を進めてまいります。

防災対策の充実

次に、防災対策の充実について申し上げます。

平時における市民の安全・安心の確保については、地域防災計画に基づき、市民の災害に対する

意識を高めるとともに、自主防災組織の育成及び防災訓練を実施します。

防災情報及び知識に関する住民周知及び災害発生時の対応については、全国的な自然災害の例から、行政だけでの対応が困難であることから、各関係機関の連携を強化し取組を進めてまいります。

また、法改正を受けた地域防災計画の見直しを地域防災会議に諮り、災害時の対応の仕組みを見直すとともに、ハザードマップについても内容の見直しを行います。

水防に関しては、ここ数年の局地的豪雨に備えるため、水防活動に伴う資機材について整備を図り、防災・減災対策に取り組んでまいります。

交通安全

次に、交通安全対策について申し上げます。

昨年は交通事故により3人の尊い命が犠牲となりました。

こうした痛ましい事故の再発防止に向け、市民一人ひとりが交通安全ルールや、思いやりのある交通マナーを遵守されるよう、関係機関・団体などと緊密に連携しながら、市民の交通安全意識の高揚を図ってまいります。

また、児童・高齢者を対象とした交通安全教室への参加促進や、高齢者への夜光反射材の配布など、交通事故の根絶に向け幅広い運動を展開してまいります。

生活安全

次に、生活安全対策について申し上げます。

本市では、不審者による声かけや、つきまといなど、子どもや女性を狙った事案が報告されています。

さらには自動車盗難、万引き、車上狙いなどの窃盗犯罪や暴行、傷害などの事件も起きており、これらは平穏な市民生活を著しく脅かすものです。

市民がこうした事件や事故に巻き込まれぬよう、地域住民や関係機関・団体との連携のもと、犯罪防止に向けた適切な情報提供を行い、市民の安全・安心の確保に努めてまいります。

消費生活の安定

次に、消費生活の安定について申し上げます。

消費者被害を未然に防止するため、消費生活セミナーの開催や出前講座による啓発活動及び関係団体などへの迅速な情報提供を引き続き進めてまいります。

また、広範化、複雑化する消費生活相談への対応に向け、消費生活相談員の資質の向上を図り、迅速な対応と適切な相談業務に努めてまいります。

住宅の整備

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、北斗団地1棟10戸の建設、新北斗団地1棟4戸の住戸全面改善、6棟21戸の公営住宅の解体及び平成28年度着手予定の実施設計を行ってまいります。

長寿命化型改善工事については、ノースタウンなよろ団地2棟30戸の改修工事を実施するほか、平成28年度着手予定の風舞団地の実施設計を行ってまいります。

また、耐震改修促進計画の策定を行うとともに、地震から生命と財産を守るため耐震診断、耐震改修に対する補助制度や相談窓口の活用について、広く市民に周知してまいります。

都市環境の整備

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園については、長寿命化計画に基づき公園の老朽化した遊具などの改修を行い、安全・安心な遊び場や憩いの場を確保してまいります。

また、「主要施設案内標識整備事業」として、市内6カ所に大型案内標識を設置し、市民や来訪者に対し、駅前交流プラザ「よろーな」や市立天文台きたすばる、市民文化センターなどへの適切な車両誘導を図り、交通機能の向上や、街中の賑わいづくりを図ってまいります。

さらには、「ひと・ほし・環境にやさしい灯り事業」として、昨年引き続き、市街地街路灯の一部及び通学路の防犯灯のLED化により、歩行者の安全・安心の確保と管理コストの抑制を図る

とともに、なよろ市立天文台をはじめ天体観測環境の改善に努めてまいります。

上水道・簡易水道の整備

次に、上水道・簡易水道の整備について申し上げます。

水道事業については、利用者に安全な水を安定供給するために、緑丘浄水場導水管の更新と、老朽管更新事業として7路線の老朽管を更新するほか、配水管網整備事業として3路線を整備してまいります。

併せて漏水調査を継続することにより、有収率の向上を図ってまいります。

また、簡易水道統合整備事業については、昨年度に引き続き、名寄・風連間の送水管布設に着手してまいります。

下水道・個別排水の整備

次に、下水道・個別排水の整備について申し上げます。

下水道事業については、平成27年度、名寄下水終末処理場における沈砂池機械設備の更新及び雨水管渠豊栄川3号幹線の整備に着手してまいります。

個別排水整備事業については、農村部における快適な生活環境向上のため、合併浄化槽12基の設置を予定しています。

道路の整備

次に、道路の整備について申し上げます。

継続路線では、昭和通をはじめ西4条仲通のほか4路線の整備を行う予定です。

新規路線では、南3丁目通の道路改良舗装工事に着手し、舗装率向上に努めてまいります。

また、舗装路面の老朽化が進む幹線道路の2次改築として東5号線、風連東8号北線の舗装改築工事に着手し、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

橋梁については、長寿命化計画に基づき平成36年度までの10年間で修繕を計画している26橋のうち、「七線橋」1橋の修繕、6橋の実施設

計を行い、利用者の安全・安心の確保と快適な道路サービスの提供に努めてまいります。

総合交通体系

次に、総合交通体系について申し上げます。

「なよろコミュニティバス」については、昨年12月に冬季間のダイヤの遅れを解消するための見直しを行うとともに、携帯型のミニ時刻表を配布するなど、より利便性の高いバス路線となるよう改善に努めてまいりました。

平成27年度は、国の交付金を活用した実証運行の最終年度となることから、これまでの利用実績や市民意見などをもとに検証を行い、この検証結果を踏まえ、本市の交通体系のあり方について検討してまいります。

雪を活かし雪に強いまちづくりの推進

次に、雪を活かし雪に強いまちづくりの推進について申し上げます。

除雪については、冬の快適な生活環境の確保や生産活動を維持するために、車道450キロメートルの実施を予定しており、排雪については、道路幅員確保と交通安全対策のための幹線道路及び生活道路の排雪延長146キロメートルの実施を予定しております。

また、スリップ事故防止対策として、危険箇所への砂の散布を行ってまいります。

さらに、効率的で効果的な除排雪体制とするために除排雪作業の近隣市町村との比較分析・研究を進めるとともに、市道・私道除排雪助成事業、排雪ダンプ助成の継続及び積上除雪や雪堆積場の確保など除排雪水準の向上に努めてまいります。

“創造力と活力にあふれたまちづくり”

農業・農村の振興

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

農業・農村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全など多面的機能を有し、国民の暮らしにとって重要な役割を担っています。

全国的には農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題があり、国は構造改革をさらに加

速化するため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」により農地中間管理機構新設などの改革を行ったところです。

現在は、「食料・農業・農村振興計画」の見直しが行われており、本年3月に国の基本方針が決定されることとなっております。

本市においても農家戸数は減少傾向にあり、優良農地の確保と耕作放棄地の解消が必要不可欠となっており、国の制度内容を十分検討し、関係機関・団体と連携を深め、生産者との話し合いを通じて、名寄らしい農業・農村の姿を見据え、特性を活かした担い手育成支援策や産地づくりを推進してまいります。

また、商工業者と連携を図り、名寄産農産物・加工品のブランド化、6次産業化の推進・東アジアへの輸出に向けて取り組むほか、有害鳥獣による農作物被害への対策などを講じながら農業政策を展開してまいります。

さらには、地域産業の競争力強化を目的とした「農産物ブランド確立事業」を新たに展開し、もち米文化の創生、地域ブランドの確立、実需者との連携強化に向け、関係機関や団体をはじめ、食や流通の分野などで御活躍されている方のアドバイスもいただきながら、取組を進めてまいります。

これら施策推進の基本となる「新名寄市農業・農村振興計画」の後期実施計画は4年目を迎えており、農業・農村を取り巻く環境の変化により、国の基本方針が見直されることを踏まえ、地域の特性と財産を生かした持続可能な農業を目指して、第2次「名寄市農業・農村振興計画」の策定に向けて、生産者・関係機関の意見集約や調査などを行ってまいります。

また、現在関係国との交渉が進められている「TPP（環太平洋経済連携協定）」については、農業を基幹産業とする本市にとっては大きな影響が予想されていることから、的確な情報収集に努め、北海道をはじめ関係機関・団体との連携のもと対応してまいります。

食育の推進については、第2次「名寄市食育推進計画」に基づき、市民、地域、行政、関係機関・団体の連携により、情報提供や安全で安心な農産物の地産地消を推進してまいります。

次に、米政策について申し上げます。

平成27年産米の配分については、前年比99.9パーセントの1万2,836トンとなり、内訳では、もち米1万1,388トン、うるち米1,448トンとなりましたが、国においては、さらに、自主的な生産調整に向けた取組を求めていることから、関係団体と連携し、本市の取組を検討してまいります。

経営所得安定対策制度については、平成27年度一部見直しとなりましたが、継続した取組が行われることから、産地交付金の有効活用など、関係機関・団体と協力し、農家経営の安定に努めてまいります。

また、「人と農地の問題」の解決は、国の農業政策の基本となっていることから、「人・農地プラン」のさらなる充実に向けて、農業者の皆様との連携のもと取組を進めてまいります。

次に、「中山間地域等直接支払交付金事業」及び「多面的機能支払交付金事業」について申し上げます。

中山間地域等直接支払交付金は、名寄及び風連地域においてそれぞれ集落協定が結ばれ、条件不利地における営農の継続と集落での共同活動が行われており、第4期対策の初年度となる平成27年度は、前対策と同水準の交付額を予定しています。

多面的機能支払交付金は、昨年10月に「農地・水保全管理支払交付金事業」から制度移行され、農地維持及び資源向上取組支援として9活動組織に1億8,235万円、施設の長寿命化を取り組む8活動組織に4,166万円がそれぞれ交付される見込みとなっています。

次に、農業振興センターについて申し上げます。農業技術の開発研究及び実用化と普及促進に向

けた指導体制を確立するため、関係機関・団体・農業者が連携し、高い技術に根ざした体質の強い農業づくりを目指します。

そのため、引き続き営農技術指導体制の確立、地域適応試験及び実証試験圃の設置、土壌診断などに取り組み、地域農業を支えるための活動を行ってまいります。

また、薬用植物振興については、平成27年度は栽培試験中のカノコソウが本格的な出荷を迎えることから、名寄市薬用植物研究会や関係機関・団体と連携して良質な生産物の出荷に向けて取組を進めてまいります。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

エゾシカ対策については、昨年同様実施時期を早め、引き続き被害防止に努めるとともに、アライグマ対策についても駆除に向けて関係機関・団体と連携し取り組んでまいります。

ヒグマ対策については、広報なよろなどによる市民への注意喚起はもとより、予防と安全対策の周知を図ってまいります。

また、ヒグマの生態状況を含め対応策に関する情報収集を行い、出没箇所への看板設置など、住民への危険周知を図るとともに、警察などの関係機関や団体との連携のもと、住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

飼料穀物や配合飼料などの生産資材価格の高止まりにより、酪農・畜産経営は依然として厳しい状況にあります。

このため、飼料の自給率や生産性の向上を図るため、関係機関や団体と連携し、経営安定に向けた取組を進めてまいります。

名寄市立食肉センターについては、現在、1日50頭から60頭のと畜を行っています。

今後とも、施設の衛生管理の向上と作業環境の改善を図り、安全で安心な食肉の提供と併せ、畜産振興による地域経済の活性化、雇用拡大に努めてまいります。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

安全で高品質な農産物の安定生産、作業機械の大型化及び輪作体系の確立による農業経営の安定を図るため、農業生産基盤の整備、保全事業を推進してまいります。

国営事業では、「国営施設機能保全事業」風連地区として、引き続き御料ダム、風連ダム、日進頭首工の補修及び機器更新、幹線水路の施設補修が平成33年度まで実施されます。

道営事業では、「道営基幹水利施設ストックマネジメント事業」忠烈布地区として、忠烈布ダムの洪水吐きの長寿命化対策事業が平成28年度まで実施されます。

「道営経営体育成基盤整備事業」では、引き続き名寄東地区並びに風連東第1地区の区画整理、暗渠排水、用排水路などの基盤整備が実施されます。また、新規に風連東第2地区として区画整理、暗渠排水、用排水路などの基盤整備が実施されます。

本市の事業では、「農道整備事業」中名寄7線沢地区の整備を進めており、平成27年度の完了を予定しています。

林業の振興

次に、林業の振興について申し上げます。

林業・林産業の情勢は、木材の価格は回復傾向が見られるものの、依然、厳しい状況が続いている中、カラマツをはじめ、トドマツなどの人工林は、主伐期を迎えており、道産材の安定供給に対応できる状況になっています。

森林は、地球温暖化防止など多面的機能を持つ貴重な財産であり、資源の循環利用の確立により、今後も健全な育成を図るため、市有林の計画的な間伐と併せて主伐、再造林を進めてまいります。

また、民有林についても、名寄市森林整備計画の基本方針に基づき、関係団体との連携のもと森林経営計画を推進するとともに、国・道の助成制度を活用し、低コスト化森林施業に向けた取組による森林の整備を図ってまいります。

商工業の振興

次に、商工業の振興について申し上げます。

名寄市中小企業振興条例及び同施行規則の見直しについては、関係機関との連携のもと本市の将来の商工業のあり方を見据え、空き店舗対策として、今まで補助対象としていない、他地域から本市で新たに起業を希望する方の支援や、商工業後継者を育成する制度の新設など、市内中小企業事業者数の確保に資する施策を検討するとともに、各商店街組合との議論を行い、有効な施策の構築を進めてまいります。

条例の改正にあたっては、「市」「経済団体」「中小企業者」の役割や経済循環の中で協力が不可欠な「市民」の理解など、先進的な取組事例を参考としながら検討を進めてまいります。

また、国における地方創生に向けた平成26年度補正予算に係る事業として、プレミアム付き商品券の発行に向け、関係機関と連携し準備作業を進めています。

本事業は、地域の消費喚起と生活支援を目的とするものであり、本市にとって、どのような地域商品券を発行することが、より事業効果を上げることができるかについて、慎重に協議を行ってまいります。

駅前交流プラザ「よろ一な」については、本年4月から「NPOなよろ観光まちづくり協会」を指定管理者とした、新たな体制として運営します。

さらなるサービス向上や、中心市街地の賑わい創出に向け、指定管理者との連携のもと取組を進めてまいります。

雇用の安定

次に、雇用の安定について申し上げます。

労働関係については、昨年12月末におけるハローワークなよろ管内の労働市場の状況として、月間有効求人倍率が1.11倍で、前年同月比で0.17ポイント増、39カ月連続して前年同月を上回っています。

職業別では、建設技術、運転業務、看護師・福

社関連で人材不足が続いている一方で、一般事務、軽作業員関連の職が不足しており、求人と求職のミスマッチが生じています。

市内建設業関係者から、特殊技能労務者の高齢化や若年後継者不足が深刻な問題になっているとの声もいただいております。また、福祉や介護職場においても、慢性的な人材不足による既存従事者の労働負担増加など、各関係事業者から切実な要望をいただいているところです。

人材確保策の一つとして、大学・高校などの卒業生確保に向けた関係機関、学校関係者などによる議論の場の設置に向けて検討してまいります。

観光の振興

次に、観光の振興について申し上げます。

平成24年度にスタートした名寄市観光振興計画では、平成27年度から2年間で「収穫期」として定めており、観光入込客数を平成22年度から25パーセント増加させることを目標として掲げています。

具体的には、昨年発行された「絶景」をテーマとした2冊の書籍に、本市智恵文地区のひまわりが大きく掲載されるなど、交流人口の拡大が期待される「ひまわり観光」の推進、B-1グランプリ全国大会出展を果たした「なよろ煮込みジンギスカン」によるさらなる情報発信、近隣市町村との広域連携による教育旅行受入の推進など、名寄市観光交流振興協議会を中心に取組を進めてまいります。

スキー場及び温泉・宿泊施設の老朽化に伴う改修・拡張などについては、安全・安心な施設運営のため、計画的な補修・整備などを行うとともに、昨年策定した日進地区再整備基本構想で、早期着手が必要とされた温浴施設などについて調査を進めてまいります。

“心豊かな人と文化を育むまちづくり”

高等学校教育の振興

次に、高等学校教育の振興について申し上げます。

少子化などの影響で生徒数が減少し、定員割れが続いている市内の高等学校において、地域人材の確保や地域産業の活性化、大学との連携などの視点から、間口維持や学校再編のあり方などが課題となっています。

このため、「名寄市内高等学校在り方検討会議」を設置し、市内の地域産業や大学など、地域の実態・要望を踏まえた、今後の高等学校のあり方について、関係者から意見を聞きながら検討を進めてまいります。

大学教育の充実

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

昨年第4回定例会において、保健福祉学部の再編・社会保育学科設置計画について御理解を賜りましたことに改めてお礼を申し上げます。

大学の経営・運営については、限られた財源を有効に活用して財政負担を縮小できるよう最大の努力を払い、大学を支えて本市のまちづくりにつなげてまいりたいと考えています。

平成28年4月の社会保育学科開設に向けて平成27年度は、文部科学省をはじめ所轄官庁への届出、教職課程認定申請など具体的な準備作業と学生募集、施設改修などを進めてまいります。

教育と学術研究の中心となる大学図書館の整備については、平成26年度に完了した実施設計に基づき本体工事に着手してまいります。

また、道北地域研究所と地域交流センターの組織統合を進め、子育て支援、保健医療、福祉の分野で地域社会を支える地域連携や地域貢献を推進し、道北地域における知の拠点となる取組を進めてまいります。

保健福祉学部の再編・社会保育学科の設置により高等教育機関として教育環境の充実を図り、ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学づくりに努めてまいります。

地域文化の継承と創造

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

ます。

（仮称）市民ホールについては、本年5月の開館に向けて建設工事を進めています。

開館後は、「文化・芸術の拠点」として、また「市民のコミュニティの醸成の場」として利用しやすく、かつ効率的な管理運営に努めてまいります。

生涯スポーツの振興

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

平成28年度からの開催が内定している「JOCジュニアオリンピックカップ全日本ジュニアスキー選手権大会兼全日本中学生選抜スキー大会（ノルディック種目）」については、関係団体との連携のもと受入の準備に着手いたします。

また、各種大会の開催を機に、さらなる合宿誘致の推進を図るとともに、合宿する選手や指導者の皆様と交流する機会を設け、市民のスポーツ振興を図ってまいります。

青少年の健全育成

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

放課後児童クラブの適正配置では、特に東小学校区への設置について検討を進めてまいります。設置するまでの間は通所への安全対策について配慮してまいります。

また、南児童クラブについては、新たな専用施設の平成28年4月開設に向け準備を進めてまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、平成27年度の市政執行方針といたします。

○議長（黒井 徹議員） 次に、平成27年度教育行政執行方針を行います。

小野教育長。

○教育長（小野浩一君） I はじめに

平成27年第1回定例会の開会にあたり、名寄

市教育委員会の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

現在、国においては、第2期教育振興基本計画を策定し、「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けて、生涯学習社会の構築を目指すとともに、社会を生き抜く力の養成や未来への飛躍を実現する人材の養成、学びのセーフティネットの構築など、教育行政の基本的方向性を示し、教育改革を着実に進めております。

また、北海道教育委員会では、北海道教育推進計画を策定し、「自立」と「共生」の基本理念の実現に向けて、社会で生きる実践的な力の育成や豊かな心と健やかな体の育成など、重視すべき基本目標を掲げ、具体的な教育施策の推進に努めております。

名寄市教育委員会では、このような国や道の動向を踏まえ、新名寄市総合計画後期基本計画の主旨を受け止め、「心豊かな人と文化を育むまちづくり」を教育・文化・スポーツ分野における基本目標として関係部局や関係機関、団体等との連携を図り、市民の期待と信頼に応える教育行政を推進してまいります。

以下、平成27年度の学校教育、社会教育の主な施策について申し上げます。

II 重点施策の展開

1 学校教育の重点施策の展開

まず、はじめに学校教育の重点施策について申し上げます。

新年度の学校教育については、平成27年度名寄市学校教育推進計画に基づき、学習指導要領の理念である「生きる力」を育てるために、学校と家庭、地域が一体となった教育活動の推進を目指し、次の5つの重点的な取組を進めてまいります。

（1）確かな学力を育てる教育の推進

はじめに、確かな学力を育てる教育の推進について申し上げます。

全国学力・学習状況調査における本市の児童生徒の傾向を踏まえ、確かな学力の育成に努めてま

います。

このため、教育改善プロジェクト委員会の取組を一層充実してまいります。具体的には、児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、思考力、判断力、表現力等を育むため、道教委のチャレンジテストの効果的な活用、学習規律の徹底、言語活動の充実、習熟の程度に応じた指導の工夫改善、ICTの活用を含む日常授業の改善、家庭学習の充実を図ってまいります。

また、児童生徒の学習意欲や主体的に学習に取り組む態度を育むため、天文台や学生支援員等の地域の教育資源を積極的に活用してまいります。

「学校力向上に関する総合実践事業」では、実践指定校の名寄小学校と近隣実践校である4つの小学校及び4つの中学校が連携して、基礎学力保障の取組などを一層進めてまいります。

このほか、平成26年度から、道教委の「ほっかいどう学力向上推進事業」の拠点校に名寄中学校が指定され、3年間計画で学力向上の取組を進めております。

今後も、教育改善プロジェクト委員会の取組と道教委の指定事業である「学校力向上に関する総合実践事業」や「ほっかいどう学力向上推進事業」を連動させながら市内の小中学校が一体となった学力向上の取組を推進してまいります。

国際理解教育につきましては、外国人英語指導助手や外国語指導講師を配置して効率的な派遣方法を工夫したり、小学校外国語活動については、各種研修会への参加や名寄市教育研究所の研究班活動などを通して教員の指導力向上と授業改善に努めてまいります。

キャリア教育につきましては、児童生徒に望ましい勤労観や職業観を育てるため、社会見学や職場体験活動等を効果的に推進してまいります。また、児童生徒が自分のよさに気付き、将来の夢や目標の実現に向かって学び続けることができるよう教育相談や進路指導等の充実に努めてまいります。

（2）豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進

次に、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進について申し上げます。

豊かな心の育成につきましては、規範意識や公正な判断力、自他の生命を尊重する心などを育てることが大切なことから、道徳教育については、道徳の時間を要として、豊かな体験を取り入れたり、家庭や地域社会との連携を図りながら学校の教育活動全体を通じて推進してまいります。

また、道徳教育推進教師を中心とした校内体制を確立するとともに、地域の先人や文化等を題材とした教材の効果的な活用により道徳の時間の指導の改善に努めてまいります。

新年度は、児童生徒の豊かな情操を養うため、学校の文化的行事等で市民文化センター大ホール E N－R A Y（エンレイ）の積極的な活用を促してまいります。

読書活動については、小学校数校に学校司書を先行的に配置し、子どもたちが読書に親しむことができる環境を整えたり、学校図書館を活用した教育活動を支援してまいります。

生徒指導については、教師と児童生徒との信頼関係を基盤として指導体制を充実させ、家庭や地域社会及び関係機関等と緊密に連携して進めてまいります。

とりわけ、いじめの根絶に向けては、教育委員会及び全小中学校において定めている「いじめ防止基本方針」並びに「いじめ防止等対策組織」に基づいて取組を強化してまいります。また、「名寄市小中学校いじめ防止サミット」については継続してまいります。

なお、「いじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査」、不登校や非行等については「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施し、早期発見、早期解消に努めるとともに、中学校3校に配置してあります心の教室相談員による教育相談の実施や、教育相談センター

の教育推進アドバイザー、教育専門相談員等との連携により対応してまいります。

携帯電話などの利用による問題行動、薬物乱用などについては、生徒指導連絡協議会や関係機関、家庭と連携しながら対応してまいります。

健やかな体の育成につきましては、日常的に運動に親しむ習慣や望ましい生活習慣を身に付けさせることが大切なことから、縄跳びなど各学校の特色を生かした体づくりの「1校1実践」の取組や「早寝、早起き、朝ごはん」運動等の充実に努めてまいります。

また、スキーやカーリングなど地域の教育資源を生かした活動や、チームチャレンジなど地域行事への積極的な参加を促進してまいります。

新年度は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本市の児童生徒の傾向を踏まえ、体育の授業の工夫改善を図るなど体力向上の取組を推進してまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

学校栄養教諭が各学校で行う栄養・給食・マナー等の食に関する指導では、児童生徒に食の重要性や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、地産地消を含めた指導の充実に努めてまいります。

また、学校内での指導だけではなく、家庭に配られる献立表、給食だより「いただきたいむ」やインターネットでの情報発信などを通して、保護者等を含めた食育の推進が図られるよう取り組んでまいります。

近年、食の安全性が大きな社会問題となっているため、地域や関係団体との連携を図り、食材の調達は可能な限り地元の農畜産物を活用するなど、地産地消の推進に努めてまいります。

毎年行われています、名寄市立大学の給食経営管理実習学生の受け入れや、栄養学科学生への講義など、引き続き大学との連携を図ってまいります。

学校給食センターは改築後23年を経過しており、施設や調理機器が老朽化していることから、

施設整備を今年も年次的に且つ効果的に進め、安全・安心で美味しい学校給食の提供に努めてまいります。

（3）特別支援教育の推進

次に、特別支援教育の推進について申し上げます。

児童生徒一人一人のニーズに応じた支援の充実に図るため、名寄市立大学との協定によるティーチング・アシスタント事業を有効に活用したり、特別支援教育学習支援員を増員するとともに、名寄市立大学や小中学校の専門的知識を有する教員で構成する特別支援教育専門家チームによる巡回教育相談の充実に努めてまいります。

名寄市特別支援連携協議会では、名寄市の特別支援教育について共通理解を図り、効果的な取組を進めるため学校等の管理職や転入職員対象の研修会を実施したり、幼稚園や保育所、学校、関係機関等との情報交流の促進に努めてまいります。また、個別の支援計画「すくらむ」の普及促進を図るため、学校等における啓発活動を充実するとともに、様式や内容等の改善に向けて検討を進めてまいります。

（4）安全・安心な教育環境の整備

次に、安全・安心な教育環境の整備について申し上げます。

校区ごとに組織しています安心会議など、地域住民や関係機関と連携を図りながら、交通安全指導や安全マップを活用した指導を行い、児童生徒の通学路の安全確保に努める他、「地域110番の家」の協力や登下校時の見守りなどを通して不審者への対応を行うなど、地域ぐるみで安全・安心な教育環境づくりに努めてまいります。

市内小学校の再編に関連した、名寄南小学校の校舎等の改築につきましては、平成26年度から本体工事に着工していますが、引き続き平成28年4月の供用開始に向けて工事を進めてまいります。併せて名寄西小学校の増築工事も実施してまいります。また、風連中央小学校の校舎等の改築

に向け、検討委員会などを組織し基本設計を実施してまいります。

平成27年度末をもって閉校する豊西小学校と東風連小学校については、学校や地域要望を聞き入れながら円滑な移行について配慮してまいります。

（5）信頼される学校づくりの推進

次に、信頼される学校づくりの推進について申し上げます。

学校教育は、保護者や地域住民との信頼関係が基盤となることから、教職員の資質の向上については、名寄市教育研究所の研究班活動、教育改善プロジェクト委員会による全小中学校共同で行う研修会や中堅教職員のマネジメント力を高める研修会などを通して進めてまいります。さらに、学校力向上に関する総合実践事業や教育改善プロジェクト委員会の取組を全小中学校に効果的に波及させる観点から、名寄市教育研究大会や名寄市教育研究集会の内容を見直してまいります。

また、服務規律の保持については、教職員一人一人が使命感や倫理観を持って職務を遂行できるよう、道教委からの各種通知や服務規律ハンドブック等を活用して校内研修を進めてまいります。

学校評価につきましては、各学校が重点目標の達成状況等について評価する自己評価と、保護者や地域住民等が学校の自己評価の結果について評価する学校関係者評価を実施、公表して学校運営の改善に生かしてまいります。また、学校評価の重点目標と学校職員評価の自己目標を関連させるなどして、円滑な学校運営を推進してまいります。学校間の連携につきましては、児童生徒の交流はもとより、指導内容や指導方法等についても十分に連携を図るよう進めてまいります。また、智恵文小学校、智恵文中学校における一貫教育の実現に向けては、小中一貫教育に関する研修や教育課程の編成等の取組を支援してまいります。

2 社会教育の重点施策の展開

次に、社会教育の重点施策について申し上げます。

す。

新年度の社会教育については、平成27年度名寄市社会教育の重点に基づき、市民の皆様が生きがいのある人生を送ることができる生涯学習社会の実現を目指して、次の5つの重点的な取組を進めてまいります。

（1）生涯学習機会の提供

はじめに、生涯学習機会の提供について申し上げます。

新年度の市民講座では、生活課題や地域課題など市民の学習ニーズの把握に努めながら、道民カレッジと連携した講座も併せて実施してまいります。

また、新たなグループやサークルの組織化及び活性化を図るための支援事業「ジャックの豆事業」の奨励、更には、既存団体への支援及び協力等を行いながら、市民が自主的な学習に取り組めるよう努めてまいります。

風連地区においては、中心交流施設である「ふうれん地域交流センター」を有効利用して、地域振興を推進するとともに、風連公民館を活用した生涯学習事業の円滑な推進に努めてまいります。

市立名寄図書館については、知の情報の拠点として、市民の皆様が、必要な図書資料の収集や利用がしやすい環境整備に努めてまいります。更には、レファレンス機能を向上させたり、名寄市立大学や他の公共図書館との連携による図書資料等の情報を充実させることにより、幅広い世代への読書機会の提供に努めてまいります。

子どもたちが、本と触れ合う機会を増やすため、本の選定に役立つ情報の提供や、読み聞かせのボランティア団体と連携し図書館での事業内容の充実に取り組んでまいります。

各小中学校での読書活動の支援として、北海道立図書館が実施しております市町村支援事業の活用を検討したり、読書意欲を高めるためにブックトークなどの事業を推進し、子どもと本の結び付きを一層強くするよう努めてまいります。

なよろ市立天文台は、オープンから5年を経過する中、名寄市の地の利を生かした天文観察や情報の発信を行い、利用者の拡大に努めてまいりました。

新年度におきましても、天文台の施設設備や移動式天文台車を活用した理科教育や総合的な学習の時間、体験学習の場として利用していただけるよう学校と連携を図り、天文学習の支援に努めてまいります。

東京都杉並区とインターネット回線等を利用して、天文に関する情報発信や講演会の中継などの交流事業に取り組んでまいります。

北海道大学との連携については、学校教育に活用できる教材の作成や新たな天文観測・研究分野に取り組んでまいります。

平成23年度から実施しております「小学生による小惑星発見プロジェクト」は、児童の宇宙に対する夢を育てております。平成26年度からは、新たに北海道大学ピリカ望遠鏡を利用した新天体発見体験にも取り組んでおりますが、幅広い年齢層にも利用していただけるよう努めてまいります。

国立天文台石垣島天文台との交流事業では、星空による地域交流はもとより、南北の地理を生かした共同観測等を実施できるよう努めてまいります。

また、好評となっている「きたすばる星と音楽の集い実行委員会」による星祭りや音楽イベントを更に充実し、より多くの市民や全国の方々に利用していただけるよう情報発信に努めてまいります。

（2）豊かな地域文化の継承と創造

次に、豊かな地域文化の継承と創造について申し上げます。

新年度におきましても、優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供として、芸術文化鑑賞バスツアーを実施するとともに、招聘事業につきましても、引き続き実行委員会などを組織しながら取り組むこととします。また、芸術文化を体験・発表する

場として、市民文化祭と連動させながら生涯学習フェスティバルを開催いたします。

新たに名寄市文化芸術振興条例が制定されたことに基づき、芸術・文化の継承、地域文化の創造と振興を図るための事業に取り組んでまいります。

（仮称）市民ホール整備事業については、平成27年5月の開館を目指して建設工事を進めております。開館後は、「文化・芸術の拠点」として、また「市民のコミュニティの醸成の場」として、市民や利用される団体等の御意見も伺いながら、利用しやすく、効率的な管理運営方法の検討と運営体制の整備に取り組みます。また、名寄市全体の文化芸術振興を図るため、引き続き見識者を文化芸術アドバイザーとして委嘱いたします。

名寄市北国博物館については、開館から20年目を迎え、年間約12,000人の市内外の皆様に利用いただいております。

新年度は、SLキマロキ編成排雪列車が展示保存40年を迎えます。名寄市が鉄道とともに発展してきた歴史を伝えるシンボルとして、キマロキに関する資料や写真、道北地域の鉄道の歴史等を紹介するため記念展を開催します。また、6月には実行委員会が開催を予定しています記念事業の「キマロキまつり」を支援してまいります。

戦後70年にあたり、平成23年に作製した名寄市在住者の戦争体験を語る映像、パネル、戦時中の資料や写真で紹介する企画展や、開館20周年記念事業等を開催してまいります。

学校教育との連携では、総合的な学習の時間、社会科、理科の調べ学習や体験学習の教育資源としての活用などに対する支援、協力をしてまいります。

文化財については、昨年、名寄公園が北の造園遺産に認定されました。自生するミズナラ林は市の指定文化財でもあり、今後も市民の憩いの場所である名寄公園を大切に保存して行くために、公園の成り立ちを広く紹介するなど、文化財に対する理解を深める取組を行ってまいります。

（3）家庭教育の推進

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

子どもの基本的な生活習慣の定着を支援するために、親子のコミュニケーションや子どもの発達課題を踏まえた家庭教育支援講座を実施してまいります。また、北海道教育委員会が行っている「家庭教育サポート企業制度」につきましては、今後も市内企業等への啓発を行ってまいります。

（4）生涯スポーツの振興

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

平成32年（西暦2020年）に東京オリンピックが開催されることに伴い、国内全体でスポーツに対する関心が高まっています。また、「市民のスポーツ環境・意識調査」においても、スポーツや運動の必要性と継続性、機会や場の創出の大切さが指摘されておりますことから、新年度も引き続き市民皆スポーツを目指して、スポーツ施設の整備や改修などに努めてまいります。

第63回を迎える憲法記念ロードレースは、市内はもとより市外からも多くの方が参加いただけるよう、実施内容の改善を行ってきました。また、一流選手による実技指導等のセミナーやアスリートとの交流事業、スポーツ推進委員等によるニュースポーツの出前講座などを引き続き実施し、スポーツ人口の拡大や技術の向上を図っていきます。更に、体育協会、地域スポーツクラブなどと協力して、スポーツ団体の充実や指導者の育成・確保、各種スポーツ大会の支援などにも努めてまいります。

平成28年度からの開催が内定している「JOCジュニアオリンピックカップ全日本ジュニアスキー選手権大会兼全日本中学生選抜スキー大会（ノルディック種目）」につきましては、関係諸団体とも協議を行い、受入れの準備に着手いたします。また、各種大会の開催を機に、更に合宿誘致の推進を図るとともに、合宿する選手や指導者の皆様と交流する機会を設けスポーツの推進に繋

げてまいります。

風連地区では、風連球場のトイレを男女のプライバシーに配慮した構造に改修するとともに、老朽化した本部屋根を改修し利用者が安全に安心して利用できるように努めます。また、各施設においても利用しやすい施設を目指し、利用団体と協力して整備や改修に努め、スポーツ振興を推進してまいります。

（5）青少年の健全育成

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

新年度も子どもたちが自然の中で学ぶ野外体験学習事業「へっちゃんランド」、友好交流都市である東京都杉並区の子どもたちとの「都会っ子交流」、更には、平成24年度から始まりました杉並区の小学生との冬季の自然体験交流事業を引き続き実施いたします。また、子ども会育成連合会などと協力して、様々な体験事業や育成者研修等の事業に取り組み、青少年の健全育成や育成環境の整備に努めてまいります。

平成28年からの「名寄市成人式」につきましては、新たに完成する市民文化センター大ホールEN-RAY（エンレイ）に会場を移して実施してまいります。

名寄市児童センター、風連児童会館については、自由来館型の施設として、子どもたちが遊びやスポーツ、各種行事や体験活動を通して健康を増進し、情操を豊かにするよう、また、安全安心な居場所となるよう施設運営の充実にも努めてまいります。

放課後児童クラブについては、保護者の仕事と子育ての両立を支援するとともに、放課後における児童の安全安心な居場所として施設運営の充実や環境整備を図り、児童の健全育成に努めてまいります。また、施設の適正配置では、特に東小学校区への設置について検討を進めてまいります。設置するまでの間は通所への安全対策について配慮してまいります。

公設の風連児童クラブでは、隣接する風連児童

会館を効果的に利用しながら運営を行ってまいります。南児童クラブについては、名寄南小学校の校舎改築に伴い、空き教室利用から新たな専用施設を建設し、平成28年4月開設に向け準備を進めてまいります。民間学童保育所に対しては、子どもたちの安全安心な居場所となるよう環境整備、運営に対して必要な支援をしてまいります。

青少年センターについては、青少年を取り巻く社会環境の変化が子どもたちの健全な育成に大きな影響を及ぼすことから、各町内会からの推薦指導員と共に巡視活動を行い、関係機関等から様々な情報を収集し、共有化を図りながら、青少年の問題行動の未然防止や適切な指導を行ってまいります。また、市内小・中・高等学校・関係機関との協力で青少年表彰、青少年健全育成標語の取組を実施し、青少年健全育成の啓発に努めてまいります。

教育相談センターのハートダイヤルについては、児童生徒や保護者等からの悩みについて、教育専門相談員が電話と面接で相談に応じたり、ひきこもりの解消や日中相談できない方のために夜間相談日を設けて対応してまいります。相談内容により学校との連携が必要となりますので、各小中学校とのきめ細やかな情報交換に努めてまいります。

適応指導教室については、不登校の児童生徒の心情や悩みを受け止め、学校復帰と自立に向けた支援を行ってまいります。不登校は本人だけの問題ではなく、学校や家庭を含む様々な要因が複雑に絡み合って生じる傾向にあります。教育推進アドバイザーを中心に学校や関係機関との連携に努め、相談体制の充実を図ってまいります。

最後に、放課後子ども教室について申し上げます。

本事業は、平成24年度から、小学4年生から中学3年生までを対象に児童センター、市民文化センター、ふうれん地域交流センターを会場にして本格実施してまいりました。

これまで、子どもたちの「自ら学び自ら考える

力」を育むなど所期の目的を達成し大きな成果を上げてきたところです。新年度も、地域の教育経験者などを生かし、自学自習の充実やテーマ学習の工夫を図り、子どもたちにとって有意義な教室となるよう努めてまいります。

Ⅲ むすび

以上、平成27年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げました。

名寄市は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、名寄市立大学を抱える教育都市であり、将来の地域を支える人材を育てる大きな役割と責任を担っております。

この自覚のもと、推進してまいりました児童生徒に「生きる力」を育む取組が実を結び、平成26年度は、風連中学校の確かな学力の定着を図る学習指導が高い評価を得て、上川管内教育実践表彰の栄誉に輝きました。

名寄市教育委員会としては、これまで以上に、学校、家庭、地域社会との連携を深めながら、本市の教育の振興と発展に誠心誠意努力してまいります。

議員並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で平成27年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第1号 名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定につ

いて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成27年4月1日から子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、保育所の利用者負担額の徴収根拠であった児童福祉法第56条第3項が改正をされ、保育所における利用者負担額の徴収根拠法令がなくなることから、利用者負担額を徴収するため、名寄市保育所の利用者負担額及び徴収根拠となる条例を制定しようとするものであります。

また、名寄市保育の実施に関する条例で規定をしていた保育に欠ける要件については、児童福祉法第24条第1項の改正により子ども・子育て支援法施行規則で規定をされていることから、当該条例を廃止をするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

議案第1号は、市民福祉常任委員会に付託をいたします。

ただいま市民福祉常任委員会に付託しました議案第1号については、3月19日までに審査を終了するように期限をつけることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

議案第1号については、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第2号 名寄市行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市行政

手続条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本案は、国の行政不服審査制度において公平性の向上、使いやすさの向上及び国民救済手段の充実、拡大の3つの観点から時代に即した見直しを行い、行政不服審査法関連3法が平成26年6月に成立、公布をされました。これら制度改正のうち国民救済手段の充実、拡充については、行政手続法において行政指導をする際の根拠提示の義務化、行政指導の中止等の求め及び法令違反について行政に対して処分等の求めの3点が新たに規定をされましたので、同法との整合を図るために本条例を改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第3号 名寄市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について、提案の理由を

申し上げます。

平成26年5月に災害対策基本法が一部改正をされ、避難行動要支援者名簿の作成が自治体に義務づけられました。これを受けて平成27年3月末までに名簿作成を行うに当たり、これまでの名寄市災害時要援護者支援事業実施要綱に基づき実施をしまいいりました手挙げ方式による災害時要援護者の登録者の取り扱いに関し、避難行動要支援者登録に速やかに移行をさせるものであり、特に平常時の名簿情報の外部提供に関してこれまで同様の取り扱いを可能とするものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第4号 名寄市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市職員定数条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、国民健康保険特別会計に属する職員に

ついて保険事業勘定で国保税の収納率向上を目的として1人を増員をするとともに、直診勘定では名寄市風連国民健康保険診療所における在宅医療を中心とした地域医療の充実等に伴い患者数が増加をしていることから看護師1人を増員をし、現行15人を17人に改正をするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第5号 名寄市基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市基金条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

1点目は、文化センター大ホール建設基金の名称及び設置の目的の変更について申し上げます。

平成25年度から本格的に着工され、平成26年度末において名寄市民文化センター大ホールE N - R A Yが完成をいたします。市民待望の大ホールであり、この間市民の皆様方より多大な御寄附

をいただいております。これらの寄附金につきましては、文化センター大ホール建設基金に積み立て備品や設備などの財源としてきたところですが、この大ホール完成に伴いまして施設設備の整備のほかに大ホールの運営に要する経費にも使用できるようにするとともに、名称も文化センター大ホール基金としようとするものであります。

2点目は、土地開発基金の廃止について申し上げます。土地開発基金は、平成3年度に計画的な公共投資のための公有地先行取得に要する経費に充てることを目的として設置をされました。しかしながら、近年は著しい地価の高騰などが減少し、公有地の先行取得を目的として創設をされました名寄市土地開発公社においてもその役割を終え、解散及び清算手続に入っております。これらの状況から、土地開発基金におきましてもその役割を終えたものと判断をし、廃止をしようとするものであります。

3点目は、地域の元気臨時交付金基金の廃止について申し上げます。地域の元気臨時交付金基金は、平成25年度に国の日本経済再生に向けた緊急経済対策により交付をされた地域の元気臨時交付金により、平成26年度に実施をする事業の財源として積み立てたものであります。地域の元気臨時交付金基金は、平成26年度中に全ての残高を実施計画における地域の元気交付金事業に充当するという事となっております。このため残高が消滅し、これをもって当該事業も終了するため、地域の元気臨時交付金基金の廃止を行うものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第6号 名寄市高齢者自立支援事業条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市高齢者自立支援事業条例等の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本条例第2条第1項第8号に規定をする除雪サービス等助成事業について、利用者が支払う除雪契約金額の調査を行った結果、契約金額に一定の上昇が見られたため、助成額についても所要の増額を図り、利用者負担の適正化に努めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第7号 名寄市介護保険条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 名寄市介護保険条例等の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本案は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき名寄市第6期介護保険事業計画を定め、平成27年度から平成29年度までにおける介護保険料額を定めるため、また改正介護保険法附則第14条に規定をする介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置について定めるために名寄市介護保険条例等の一部を改正をしようとするものでございます。

第1号被保険者の保険料につきましては、高齢者人口及び要介護、要支援認定者の増加に伴う介護サービス給付費の増加が見込まれるため、保険料額の上昇は避けられない状況ですが、国の基準の9段階の所得による負担段階を細分化をし、所得に応じた保険料負担をいただくことにより基準額の上昇を抑え、低所得者層への負担軽減を図ることとしております。

介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置につきましては、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性などから、事業開始を平成29年4月1日に延期するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

議案第7号は、市民福祉常任委員会に付託をいたします。

ただいま市民福祉常任委員会に付託しました議案第7号については、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることといたしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

議案第7号については、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第8号 名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、次年度にふうれん望湖台センターハウス及びセンターハウス周辺施設を取り壊す予定であるため、テニスコートについて用途廃止をするとともに、今年度の利用を休止したパークゴルフ場について用途廃止をいたしたく、同条例を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異

議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第9号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である長期優良住宅を認定をする事務に関して、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度の改正に伴い、住宅性能評価書を活用した場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料を定めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第10号 名寄市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 名寄市立学校設置条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

豊西小学校においては、名寄市街地区統廃合検討委員会の中で名寄南小学校と名寄西小学校に分割統合をし、名寄南小学校を改築、名寄西小学校を増築することで協議が調ってございます。また、東風連小学校については、児童数の減少などから学校の維持が困難な状況となり、閉校することで地域との協議が調ったことから、両校とも平成27年度末をもって閉校することで手続を進めるため、本条例から当該2校を削除しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、地方自治法第244条の2第2項の規定及び議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決となります。また、特別多数議決の場合、議長も出席議員となり、表決権を持ちますので、御了承願います。

お諮りいたします。議案第10号は原案のとおり

り決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 議案第11号 名寄市木材需要拡大センター条例の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 名寄市木材需要拡大センター条例の廃止について、提案の理由を申し上げます。

名寄市木材需要拡大センターは、これまで木と親しむ木育等の場として森林文化の啓蒙、普及に活用してまいりました。しかし、今年度北海道から本市に移管をされたトムテ文化の森も木育を初め、地域材の利用の情報発信の場として活用しており、名寄市内に類似をした施設が2カ所あることから、用途をトムテ文化の森に集約をし、森林の機能やその役割及び森林、林業に関する情報発信、森林文化の学びの場として活用してまいります。さらに、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律による処分の制限を受ける期間についても制限期間の24年を経過し、用途変更が可能になったことから、施設の新たな利活用の庁内検討を行い、子育て支援関連施設に用途を変えて利用することといたしました。また、町内会活動の場として利用していた町内会には、2階部分の利用を可能とすることで了解が得られたことから、本条例を廃止しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 議案第12号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間として策定をしようとするものであります。

計画の策定に当たりましては、名寄市保健医療福祉推進協議会に諮問をし、20歳以上の市民1,600人を対象に行った計画策定の基礎資料となるアンケート調査の結果をもとに、名寄市保健医療福祉推進協議会の専門部会であります保健医療・高齢者合同部会で協議を重ね、平成26年12月15日に答申をいただいたところでございます。当該答申をもとに、パブリックコメント手続を経て名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画の最終案が整いましたので、名寄市議会基本条例第10条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第12号については、質疑から採決までの議事を3月20日に延期したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については質疑から採決までの議事を3月20日に延期することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 議案第13号 上川教育研修センター組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 上川教育研修センター組合規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布をされ、平成27年4月1日から施行されることに伴い、名寄市も組織団体となっている上川教育研修センター組合の規約の変更について地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 議案第14号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 平成26年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり事業の確定に伴う事業費や人件費などの調整が主なものでありまして、歳入歳出それぞれ7億8,010万2,000円を減額をして、予算総額を225億7,411万1,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして一般管理事業費のうち名寄庁舎一般管理事業費で備品購入費930万円の追加は、昨年末に故障した名寄庁舎の電話交換設備の更新を図ろうとするものであります。

4款衛生費におきまして病院事業会計繰出金8,788万5,000円の減額は、名寄市立総合病院に係る交付税の算定において精神科病床数による特別交付税が日割り計算となり、大きく削減をされたため、臨時的に一般会計からの繰出金を5,000万円追加をし、繰出金の調整をしようとするものでございます。同じく4款衛生費におきまして病院運営事業費で備荒資金組合超過納付負担金（東病院分）で7,578万円の追加は、名寄東病院における将来の安定的な病院運営に備え、負担金の超過納付を行おうとするものでございます。

6款農林業費におきまして農業の担い手支援事業費で青年就農給付金300万円の追加は、平成26年度における国の経済対策により平成27年

度の給付対象者を前倒し実施することとなったため、対象者分の予算を追加をしようとするものがございます。

8款土木費におきまして街路維持管理事業費で需用費883万2,000円の追加は、主に街路灯に係る電気料の増に対応し予算を追加しようとするものであります。

10款教育費におきまして基金積立金として文化センター大ホール建設基金積立金210万8,000円の追加は、基金の利子調整のほか、市民の皆様からいただきました寄附金5件を積み立てしようとするものであります。寄附における御意向に沿いまして、今後取り崩して財源化をしてまいります。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加及び確定に伴う国庫支出金、道支出金、市債などの特定財源の調整を行ったほか、1月末の収納状況等から判断をして市税、使用料及び手数料などで必要な調整を行いました。

11款地方交付税におきまして普通交付税で870万7,000円の追加は、国の地方への経済対策の一つとして平成26年7月の普通交付税本算定から調整分として削減された金額を復元をし、いわゆる調整戻しの実施による予算を計上しようとするものであります。

19款繰入金では、財政調整基金の繰入金を減額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、継続費補正につきましては、北斗・新北斗公営住宅建設事業4棟目ほか2件の予算を変更しようとするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正につきましては、選管事務所用プレハブ借上料ほか6件の追加をし、冷湿害等営農支援事業利子補給補助金のほか2件で期間の延長に係る変更をしようとするものであります。

次に、第4表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い町内会活動支援事業ほか33件

を変更しようとするものであります。

次に、第5表、繰越明許費につきましては、年度内に完了しない基幹水利施設ストックマネジメント事業費忠烈布地区ほか3件を繰り越しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けまして補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から申し上げます。議案第14号の38、39ページをお開きください。3款民生費、1項7目障害者福祉費の障害者福祉一般行政経費でグループホーム整備事業補助金375万円の追加は、名寄市内の2つの事業所からの整備に係る補助申請に対応し予算を計上しようとするものであります。同じく3款民生費、1項7目障害者福祉費の介護給付事業費で4,491万円の追加は、就労継続支援や共同生活援助に対する給付費の増により、予算を追加計上しようとするものでございます。本事業に係る歳入であります国及び北海道の負担金につきましても、それぞれ障害者福祉費負担金として予算を計上してございます。

続きまして、62、63ページをお開きください。10款教育費、1項2目事務局費で名寄市教育振興補助金82万円の追加につきましては、本年度のスポーツ少年団や部活動の遠征増に伴いまして、かかる補助金を追加しようとするものでございます。

70ページ、71ページをお開きください。同じく10款教育費、6項2目青少年育成費の学童保育所運営事業費で保育緊急確保事業費補助金156万円の追加につきましては、国の子ども・子育て支援新制度を活用しまして市内民間学童保育

所におきます従業者の処遇改善を実施しようとするものでございます。

74ページ、75ページをお開きください。11款災害復旧費、1項1目公共土木施設災害復旧費で公共土木施設災害復旧事業費7,220万3,000円の減額につきましては、昨年度8月の大雨災害による災害復旧事業の額の確定及び繰り越しへの処理や事業間の経費移動に伴いまして予算を調整しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。18、19ページをお開きください。18款寄附金1,142万8,000円の追加につきましては、既に予算化されたものを除きまして2月9日までに寄附採納されました一般寄附金、ふるさと納税寄附金等を予算計上するものでありまして、寄附者の御意向に沿いまして地域振興基金に40万1,000円、地域福祉基金に12万6,000円をそれぞれ積み立てるほか、先ほど市長が申し上げましたけれども、文化センター大ホール建設基金に寄附金としていただきました224万2,000円から利子調整としまして13万4,000円を差し引いた残りの210万8,000円を積み立てようとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第21 議案第15号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして保険給付費の伸びによる追加及び年度末における事業見込みによる事業費の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ7,190万3,000円を追加をし、予算総額を34億6,584万4,000円に、直診勘定におきまして診療収入などが増額になったことから一般会計繰入金の減額など費目間の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ219万5,000円を減額をし、総額を1億8,838万6,000円にしようとするものであります。

補正の主なものについて保険事業勘定の歳出から申し上げます。1款総務費では人件費を中心に総額378万円を減額をし、2款保険給付費では一般被保険者療養給付費の増大により総額9,827万4,000円を追加をし、6款介護納付金では納付金の額の確定により16万8,000円を減額をし、7款共同事業拠出金では拠出額の確定により2,168万4,000円を減額をし、8款保健事業費では決算見込みによる減額及び肺炎球菌ワクチン助成の追加などで総額81万1,000円を減額しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。2款国庫支出金では各種補助金の確定に伴い総額210万7,000円を減額をし、3款療養給付費等交付金では変更決定額の通知に伴い2,215万5,000円を減額をし、4款前期高齢者交付金では交付金の確定に伴い29万2,000円を減

額をし、5款道支出金では各種補助金の確定に伴い総額210万7,000円を減額し、6款共同事業交付金では交付額の確定により5,856万6,000円を追加をし、8款繰入金では保険基盤安定繰入金及びその他一般会計繰入金で総額539万5,000円を追加をし、9款繰越金では前年度繰越金の最終補正額として3,459万4,000円を追加しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では人件費等で192万9,000円、2款医業費では医療用器械器具費等で62万6,000円をそれぞれ減額をし、3款施設整備費では医療機器等の備品購入費で36万円を追加しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。1款診療収入では診療報酬収入等で1,144万7,000円、2款使用料及び手数料では10万1,000円、4款繰入金の事業勘定繰入金では6万2,000円をそれぞれ追加をし、3款道支出金では電源立地地域対策交付金で13万1,000円、4款繰入金の一般会計繰入金では1,252万4,000円、5款諸収入では115万円を減額をし、調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第22 議案第16号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ6,237万8,000円を追加し、予算総額を23億4,921万8,000円に、サービス事業勘定・名寄におきまして歳入歳出それぞれ17万7,000円を減額をし、予算総額を2億266万9,000円に、サービス事業勘定・風連におきまして歳入歳出それぞれ6万1,000円を追加をし、予算総額を6,394万9,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。2款保険給付費におきまして要介護、要支援認定者の増加に伴う各種介護サービス給付費の増加により6,710万7,000円を追加しようとするものであります。

保険事業勘定の歳入におきましては、保険給付費の増加に伴い、4款国庫支出金を1,294万7,000円、5款支払基金交付金を1,946万1,000円、6款道支出金を2,154万5,000円追加をしようとするものであります。

また、サービス事業勘定・名寄及びサービス事業勘定・風連におきましては、それぞれ人件費に係る追加及び減額を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第23 議案第17号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、主に年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ3,462万3,000円を減額をし、予算総額を11億5,902万6,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款下水道事業費におきまして下水道管理運営事務費で上水道事業会計負担金1,832万3,000円の追加は、メーター検針等に係る経費の増額に伴う水道事業会計への負担金を追加しようとするものであります。

2款公債費におきまして長期債償還元金に390万7,000円を追加し、3款諸支出金におきましては消費税で388万円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では下水道事業受益者負担金に378万9,000円を、4款繰入金で617万9,000

円をそれぞれ追加をし、2款使用料及び手数料では使用料等の減少により1,383万1,000円を、3款国庫支出金では事業費の確定により826万円を、6款市債では事業費の確定により2,250万円をそれぞれ減額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第24 議案第18号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ654万1,0

00円を減額し、予算総額を8,087万3,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款個別排水事業費では事業費の確定に伴う調整により644万1,000円を、3款諸支出金では消費税で10万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。3款繰入金では54万9,000円を、4款諸収入では消費税の確定等により28万7,000円をそれぞれ追加をし、1款分担金及び負担金では58万2,000円を、2款使用料及び手数料では159万5,000円を、5款市債では520万円をそれぞれ減額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第25 議案第19号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ489万2,000円を減額をし、予算総額を1億5,031万2,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款簡易水道事業費では、事業費の確定に伴う調整により489万2,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では、水道使用料で16万5,000円を追加し、給水工事手数料で1万2,000円を減額しようとするものであります。

2款国庫支出金では国庫補助金で6,000円減額をし、3款繰入金では一般会計繰入金で53万9,000円を減額し、5款市債では簡易水道事業債で450万円を減額して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第26 議案第20号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第20号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ97万7,000円を減額し、予算総額を7,893万7,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款商工費では、事業費の確定により97万7,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款繰入金で97万7,000円減額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第27 議案第21号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第21号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ65万1,000円を減額し、予算総額を3億7,883万8,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、後期高齢者医療事務費として事業の決算見込みにより総額65万1,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。3款繰入金では、歳出減に伴い65万1,000円を減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第28 議案第22号 平成26年度名寄市病院事業会計補正予算

（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第22号 平成26年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の各収支を見通し、必要な調整を行うとともに、地方公営企業法第33条第2項の規定に基づき定める取得する重要な資産の設定、各種業務委託について債務負担行為の設定及び継続費の補正をしようとするものでございます。

補正の主なものを収益的収入から申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして入院患者数の減少により入院収益で6億1,202万2,000円を、外来患者数の減少により外来収益で1,805万6,000円をそれぞれ減額をし、他会計負担金では救急医療確保に要する経費等で2,482万5,000円を追加しようとするものであります。

次に、医業外収益におきまして他会計負担金で精神科病棟運営に要する経費等で9,770万8,000円を減額し、長期前受金戻入では2,222万4,000円を追加しようとするものでございます。

次に、特別利益におきまして過年度の入院診療報酬調定等で7,924万9,000円を、退職手当支給率の改定による退職給付手当引当金繰入額の戻入等で2億9,560万8,000円をそれぞれ追加をし、収益の総額を93億7,013万5,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款病院事業費用では、医業費用におきまして給与費で市立病院において看護師等の採用が予定を下回ったことなどにより1億3,097万8,000円を、経費では東病院指定管理料等の減少により1,989万3,000円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

次に、医業外費用におきまして支払利息及び企

業債取扱諸費で利率見直し方式にて借り入れた企業債利息の減少で2,255万円を減額しようとするものであります。

次に、特別損失におきまして法定福利費引当金繰入額で2,706万8,000円を減額し、費用の総額を120億8,223万5,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入におきまして企業債で精神科病棟改築事業における外構工事が竣工をし、工事費が確定をしたこと等により960万円を、負担金では建設改良に要する経費で952万1,000円をそれぞれ減額をし、総額を9億44万2,000円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出におきまして建設改良費で外来改修工事、精神科病棟改築事業等で2,454万1,000円を減額をし、総額を12億563万6,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収支の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填をするものでございます。

次に、棚卸資産購入限度額について申し上げます。5款貯蔵品におきまして薬品で1,685万4,000円を追加し、総額を9億5,005万4,000円にしようとするものであります。

次に、継続費の補正について申し上げます。精神科病棟改築事業に関し設定をした継続費において旧精神科病棟の解体工事及び駐車場等外構工事で2,019万2,000円を減額し、総額を29億7,794万2,000円にしようとするものでございます。

次に、重要な資産の取得の設定について申し上げます。経年劣化により更新が必要となった超音波画像診断装置を設定をするものであります。

次に、各種業務委託に係る債務負担行為について申し上げます。市立病院巡回警備業務の委託について、期間及び限度額を設定をしようとするも

のであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第29 議案第23号 平成26年度名寄市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第23号 平成26年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の収支を見通し、予算の調整を行おうとするものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益では、主に給水収益の1,396万7,000円の減額やその他営業収益の2,291万5,000円の増額により919万5,000円を追加をし、総額を6億6,299万9,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、事業費の確定に伴う各費目の調整を行い、費用全体で3,731万7,000円を

減額をし、総額を7億1,056万6,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。3款資本的収入では886万6,000円を減額をし、総額を3億4,504万2,000円に、また4款資本的支出では1,145万円を減額をし、総額を5億9,133万8,000円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第30 議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算、議案第25号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第26号 平成27年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第27号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第28号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第29号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第30号 平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第31号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第32号 平成27年度名

寄市病院事業会計予算、議案第33号 平成27年度名寄市水道事業会計予算、以上10件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算及び議案第25号から議案第33号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

各会計予算案は、平成26年10月31日付市長訓令に基づき、将来を見据えた健全な財政を維持しつつ、新名寄市総合計画後期計画の具現化に取り組むことなど、大きく5項目の方針に沿って予算を編成をいたしました。

一般会計予算案は、前年度比5.6%増の232億9,633万1,000円となりました。名寄南小学校校舎・屋内運動場改築事業や大学図書館建設事業等の大型事業を計上をしたほか、健康マイレージ事業、子育てコンシェルジュを活用した利用者支援事業、芸術文化振興補助金等のソフト事業を計上したところであります。また、収支不足を補う財政調整基金の取り崩し額は4億5,981万5,000円を計上してございます。

次に、特別会計について申し上げます。平成27年度国民健康保険特別会計外6特別会計の予算総額は、前年度比6.3%増の85億2,936万5,000円となっております。増減の大きなものは、介護保険事業特別会計のサービス事業勘定で電気料や委託料の増による指定管理委託料の増や老朽設備の改修予算計上などの影響によりサービス事業勘定・名寄分で31.4%、風連分27.3%、それぞれ増となりました。簡易水道事業特別会計では、平成26年度に浄水場基幹改良工事を計上をしていたため、この事業終了により前年度比60.9%の減となりました。また、公設地方卸売市場会計につきましては、平成26年度をもちまして会計廃止となります。

次に、企業会計について申し上げます。病院事

業会計及び水道事業会計の予算総額は、前年度比16.9%減の124億2,049万2,000円となりました。企業会計においては、病院事業会計で平成26年度では企業会計基準の改正による特別損失を計上をしていましたが、これがなくなったこと、加えて名寄市立総合病院の院内改修工事や精神科棟改築に係る外構工事や旧病棟解体工事等の終了により18.0%減の111億7,032万1,000円、水道事業会計では病院事業会計同様に平成26年度では企業会計基準の改正による特別損失を計上しておりましたが、これがなくなったことにより5.7%減の12億5,017万1,000円となりました。

以上によりまして、平成27年度全会計の予算総額は前年度比1.4%減の442億4,618万8,000円となりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出をいたしますので、よろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第24号外9件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号外9件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第31 議案第34号 名寄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第34号 名寄市教育委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

名寄市教育委員であります高橋雅樹氏が本年5月15日をもって任期満了となりますが、本件は同委員を再度教育委員に任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第34号はこれに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は同意することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第32 議案第35号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第35号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成26年度人事院勧告に基づく給与制度の総合的見直しとして教育職給料表の改正を

行おうとするものです。また、行政職給料表の適用者に対する給与制度の見直しを平成27年1月1日から施行しておりますが、現給保障に対する規定の一部を改正して適用しようとするものです。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第33 議案第36号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第36号 工事請負契約の変更について、提案の理由を申し上げます。

（仮称）市民ホール整備事業の建築主体工事につきましては、平成25年9月2日に岩倉・盛永・大野特定建設工事共同企業体と契約をし、現在施工中であり、平成26年12月19日には13億4,519万1,600円で契約変更の議決をいただいたところでございます。本件は、発注以後の労務費等の変動に伴う物価上昇分に対応するため、契約書の第25条第6項のインフレスライドを適用し、契約金額に9,428万5,080円を加

え、14億3,947万6,680円で当該企業体と契約変更を締結しようとするものであります。

以上、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第34 議案第37号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第37号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

さきの議案で契約変更の議決をいただきました（仮称）市民ホール整備事業につきましては、平成25年9月2日の議決後速やかに工事着手をし、本年5月のオープンに向けて工事を進めてきたところでございます。地質調査については、文化センター建設時のデータを活用して効率的に実施をいたしました。建設場所に関する情報収集の不

足もあり、工事施工中に軟弱地盤が見つかったことから、その対応とそれに伴う冬期施工の実施や工期の変更などに迫られ、結果として工事費用の増加を招くこととなりました。市民待望の施設建設に当たり、この間関係者を初め市民の皆様には大きな不安と心配をおかけをしましたことに対し、執行責任者として私と名寄庁舎担当副市長の給与の減額措置を提案をするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第35 議案第38号 名寄市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤靖議員。

○6番（佐藤 靖議員） 議案第38号 名寄市議会基本条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本条例は、平成21年4月から施行され、市民の意思を的確に反映させる議会運営の基本姿勢を明らかにするとともに、議員間の議論の活発化、議会の政策立案活動における市民参加の推進、市

政の推進にかかわる市長を初め執行機関との緊張関係の保持など、議会及び議員の活動原則を盛り込み、これまで活動を行ってきたところであり、今回少子化の急速な進行や都市部を中心とした待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化から、国は平成24年8月に子ども・子育て支援法を初めとする子ども・子育て関連3法を成立させ、同法に基づく子ども・子育て支援新制度を平成27年度から本格スタートさせるに際し、市区町村に質の高い幼児期の学校教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために子ども・子育て支援事業計画の策定を求め、名寄市でも27年度から5年間の計画策定に取り組んでいるところであります。

以上のことから、市議会といたしましても本条例の第10条、議決事項の定めで執行機関とともに責任を担いながら計画的かつ透明性の高い市政運営に努めなければならないと定めており、本計画を法第96条第2項の規定に基づく議決事件とすることが必要と判断し、本条例第10条に追加するとともに、第8号に定める次世代育成支援行動計画については子ども・子育て支援事業計画が従来の計画を包含するとともに、平成27年3月31日をもって終了することから、同日をもって削除するため一部を改正するものであります。

また、文言及び掲載順についても今回の改正にあわせ、訂正するものでありますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第36 報告第1号 名寄市土地開発公社の解散及び清算結了についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 名寄市土地開発公社の解散及び清算結了について御報告を申し上げます。

平成26年度の事業報告につきましては、議案書のとおりでございます。昨年7月25日第2回理事会で公社解散が議決をされ、清算人の選任を行い、12月15日に清算人会議を開催し、清算結了を承認をされたところでございます。清算人会議において承認をされた残余財産の額は502万7,664円であり、名寄市が出資をした500万円が返却をされ、出資金を差し引いた残額2万7,664円は名寄市に帰属をされたものであります。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告を申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、報告第1号について質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

報告第1号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日2月26日から3月9日までの12日間を休会といたしたいと思います。が、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、あす2月26日から3月9日までの12日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時20分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 佐々木 寿

署名議員 熊 谷 吉 正